

# 特集

## 新しい国土づくりを目指して

### - 国土形成計画の策定・推進 -

現在、国土交通省では、新しい国土づくりのビジョンである国土形成計画の策定を進めています。

国土形成計画は全国計画と広域地方計画から構成され、そのうち全国計画については、本年2月13日に開催された第12回国土審議会において、国土交通省が作成した計画案の調査審議が行われ、概ね妥当である旨の答申をいただきました。

本特集では、国土形成計画（全国計画）（案）と今後各広域ブロックにおいて策定が本格化する広域地方計画について、学識経験者による座談会や寄稿などを交えてご紹介します。



岡村会長から冬柴国土交通大臣への答申文の手交(第12回国土審議会 平成20年2月13日開催)

#### 特集にあたって

「国土形成計画」による新たな国土づくりに向けて  
岡村 正（国土審議会会長・（株）東芝取締役会長）

#### 座談会

国と地方の協働による国土の将来ビジョンづくり

中村 英夫（武蔵工業大学学長）  
矢田 俊文（北九州市立大学学長）  
森地 茂（政策研究大学院大学教授）  
奥野 信宏（中京大学総合政策学部長）  
辻原 俊博（司会：国土計画局長）

#### 解説

国土形成計画（全国計画）（案）の概要

国土計画局 総合計画課

新しい国土像実現のための戦略的目標（概要）

国土計画局 総合計画課

広域地方計画の策定

国土計画局 大都市圏計画課 / 地方計画課

国土形成計画の実現に向けた支援制度

国土計画局 調整課 / 大都市圏計画課 /  
地方計画課 / 参事官室

#### 寄稿

国土形成計画とライフスタイル

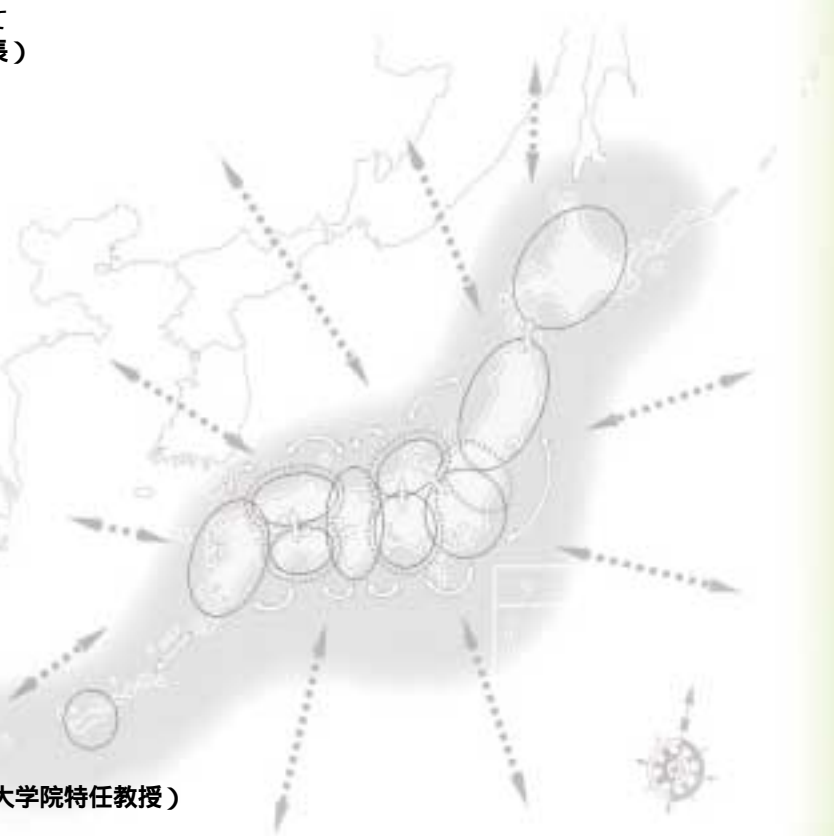
鬼頭 宏（上智大学経済学部教授）

持続可能な国土管理

小林 重敬（武蔵工業大学教授・横浜国立大学大学院特任教授）

市町村からみた国土形成計画への期待

中澤 敬（群馬県草津町長）



## 「国土形成計画」による 新たな国土づくりに向けて



国土審議会会長  
株式会社東芝取締役会長  
おかむら ただし  
岡村 正

総 には、まさに右肩上がりの経済成長長期に  
対応した計画の体系であったと言えるだろ  
う。

しかしながら、近年、我が国を取り巻  
く社会情勢は大きな転換点を迎えている。

本格的な人口減少社会が到来する中で、持  
続可能な社会の構築が求められている。ま  
た、グローバル化が大きく進展すること  
も、国民の価値観が多様化してきている。

こうした時代の流れを踏まえ、国土の  
質的向上の実現をどう図っていくか、ま  
た、有限な資源をどう利用・保全するか  
さらには、これまでに相当程度蓄積され  
たストックをどう維持し活用していくのか  
といった視点で、我が国の国土づくりを展  
開していく必要がある。

このため、平成17年、制定から半世紀  
以上経過した国土総合開発法を抜本的に改  
正し、今までの量的拡大「開発」基調の計  
画から、成熟社会型に相応しい計画を策定  
していく制度体系へと転換を図ることな  
り、名称も国土形成計画法と改められた。

また、国から地方へという地方分権の  
流れを受けて、国土形成計画では、長期的  
な国土づくりのビジョンを示す全国計画と  
ともに、複数の都府県から構成される8つ  
の広域ブロックごと、国の地方支分部  
局、都府県および政令指定都市、地元経済  
団体などで構成される広域地方計画協議会  
において即地的かつ具体的な内容が検討さ

れる広域地方計画を策定するという仕組み  
としている。

### 国土審議会における調査審議

このような国土計画制度の抜本改正を  
踏まえ、国土審議会では、平成17年9月か  
ら2年余にわたり、新しい国土形成計画に  
関し必要な事項について調査審議を行っ  
てきた。

国土形成計画法の成立から間もなく、国  
土審議会の下に、前述の広域ブロックの区  
分のあり方を調査審議するための圏域部会  
と、全国計画の案の作成に関して調査審議  
するための計画部会を設置した。

圏域部会における調査審議にあたって  
は、中村英夫部会長（武蔵工業大学学長）  
のもと、社会経済活動の実態や地域の歴史  
的・文化的背景、自然条件などを踏まえた  
議論に加え、地域住民に対するアンケート  
調査や地方公共団体および経済団体からの  
意見聴取を実施するなどさまざまな視点か  
らの検討が重ねられた。平成18年6月に圏  
域部会としての調査審議が終了し、国土審  
議会としての報告（「広域地方計画区域の  
あり方について」）がとりまとめられてい  
る。その翌年には、この報告を踏まえて、  
広域ブロックの区分を定めた国土形成計画  
法施行令が制定されることとなった。

一方、計画部会における調査審議にあ  
たっては、森地茂部会長（政策研究大学院  
大学教授）のもと、工学や経済学、社会  
学、文化人類学などさまざまな分野の専門  
家による精力的な議論が行われてきた。ま  
た、国土形成計画が扱った事項は、土地や水  
などの国土資源から、都市や農山漁村、産  
業、防災、公共的施設、文化、観光、環  
境、景観などまで、非常に幅広い。このた  
め、計画部会の下に、主要な計画課題と考  
えられる事項のうち、特に専門的な観点か  
らの調査が必要と思われる5つの分野（ラ  
イフスタイル・生活、産業展望・東アジア  
連携、自立地域社会、国土基盤、持続可能  
な国土管理）それぞれについて、専門委員  
会を設置し、きめ細かな審議を行ってき  
た。

全国計画の案の作成については、この  
ような体制の下で調査審議が進められ、平  
成18年11月には、計画の基本的な考えを整  
理し「計画部会中間とりまとめ」として公  
表した。また、平成19年1月までの間に、  
中間とりまとめの考え方も踏まえ、都道府  
県や政令指定都市から約500件の計画提  
案が提出された。このような国の計画策定  
に際して都道府県などが計画の案を国に提  
案できるといった制度は、国土形成計画法  
に基づき新しい試みであったが、結果とし  
てたいへん多くの提案が行われ、地方自治  
体の国土形成計画に対する関心の大きさが  
うかがえた。

### 新しい国土計画

国土形成計画は、平成17年に成立した  
国土形成計画法に基づき、今回初めて策定  
される計画である。

これまで我が国では、昭和25年に制定  
された国土総合開発法に基づき五次にわた  
って策定されてきた全国総合開発計画、い  
わゆる「全総」によって、国土づくりのた  
めの政策が展開されてきた。

その長い歴史を見ると、戦後の荒廃し  
た国土の復興から始まり、所得倍増を掲げ  
た高度経済成長を経て、やがて我が国は経  
済大国と呼ばれるまでに成長した。こうし  
た時代における国土づくりを支えた「全

この後も調査審議は続き、平成19年11月には、全国計画に位置付けるべき内容に関する計画部会における検討の最終報告（国土形成計画（全国計画）に関する報告）がとりまとめられ、12月の国土審議会に報告された。これを受けて国において全国計画の案が作成され、パブリックコメントおよび都道府県からの意見聴取を経た後、本年2月に、この計画案について国土審議会に対し調査審議が求められ、当審議会として概ね妥当である旨の答申を行うに至った。

この答申に至るまで、国土審議会本審議会（委員30名）の開催に加えて、計画部会および専門委員会において、実に80回に及ぶ会議が開催され、延べ92人の委員の方々に議論に参加いただいた。このような数多くの方々の議論の積み重ねを通じて、国土形成計画は練り上げられてきたのである。

### 新たな国土像

今回の全国計画では、将来の国土のあるべき姿として、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく暮らしやすい国土の形成を図ること」を掲げている。この具体的な考え方は次のようなものである。

まず、広域地方計画区域などを一つの単位とする広域ブロックが、それぞれの創

意工夫のもと独自の地域戦略を描くことにより地域全体の成長力を高めていく。その際、各地域が成長著しいアジア諸国と直接交流・連携し、その活力を積極的に各地域に取り込んでいくことが期待される。さらに、各ブロックが相互に交流・連携し、その相乗効果により活力ある国土を形成していくのである。

次に、各地域に存在する伝統あるまちなみや山紫水明の景色などをはじめとする自然環境や生活空間に目を向け、美しく暮らしやすいさの面でより一層質の高い国土へと再構築していくのである。

こうして地域がそれぞれの魅力を発揮しながら成長し、これらが相互に補い合いつて共生することにより、重層的で厚みのある国土づくりが行われるのである。全国計画に描かれている将来の国土のあるべき姿には、このような思いが込められているのである。

全国計画では、この新しい国土像を実現していくために、5つの戦略的目標を掲げている。すなわち「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」である。

「このうち『新たな公』を基軸とする地域づくり」については、他の4つの目標を推進する横断的な視点として位置付けられ

ている。近年NPO法人数の急増やボランティア活動の広がりなど、国民の社会貢献意識の高まりが見られ、地域づくりを担う主体は、行政に限らず多様な主体に広がっている。成熟社会において、我が国の活力を維持していくためには、各地域が知恵を絞り出していく必要があることは前述のとおりであるが、これにあたっては、行政にとどまらずさまざまな主体が連携し、国民参画による国土づくりを展開していくことが効果的である。

### 全国計画の推進と 広域地方計画の策定に向けて

全国計画の推進にあたっては、刻々と変化する社会経済情勢に応じて適時適切な施策展開を図るとともに、広く国民の参画を促していくことにより、効果的に実施していくことが必要である。また、広域地方計画の策定に際しては、各広域ブロックの持つポテンシャルが十分に発揮されるものとなるよう取り組まれなければならない。

国土審議会では、こうした点を踏まえ、国土形成計画の全国計画案に係る答申に際して、全国計画の実施にあたっての留意事項として次の意見を提出している。

第1に、計画の推進にあたって、効果的な進行管理を行うこと、特に人口減少、高齢化その他の条件の厳しい地

域における施策展開について十分に留意すること、である。また、国土審議会としても、計画の進行状況について点検し、必要に応じて提言をしていくこととしている。

第2に、広域地方計画の策定に関してである。都道府県を超えた協力体制の確立や空間に即した具体的な検討の必要性について指摘することにより、広域地方計画に基づく地域戦略の推進にあたっては、関係機関の緊密な連携に努めることを求めている。

第3に、本計画の趣旨および内容を、わかりやすく周知するとともに、実施にあたって広く国民の参画を得られるように努めることを求めている。

第4に、長期計画である国土形成計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し適時見直しを行うことを求めている。

以上の点に留意して国土計画の推進が図られることにより、計画に描かれた将来のビジョンへ向けて、着実に我が国の国土づくりが進められることを切に願うものである。

#### プロフィール

東京大学法学部卒業。(株)東芝取締役社長、(社)日本経済団体連合会副会長を経て、2005年6月より(株)東芝取締役会長。2007年11月より日本商工会議所会頭。

中村 英夫（武蔵工業大学学長）  
 矢田 俊文（北九州市立大学学長）  
 森地 茂（政策研究大学院大学教授）  
 奥野 信宏（中京大学総合政策学部長）  
 辻原 俊博（司会・国土計画局長）

**辻原** 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の座談会では、先般、国土審議会において答申を頂きました国土形成計画（全国計画）の計画案とこれから策定が本格化する広域地方計画についてお話を伺いたいと思います。

国土形成計画は、従来の国土総合開発法、いわゆる全総の根拠法を平成17年に抜本的に改正してできました国土形成計画法に基づく初めての計画です。全国計画は、平成17年9月から2年余りにわたる国土審議会での多くの委員の方々のご議論をもとに、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築」、「美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」といった新しい国土像や戦略的目標などを示し、これからの時代にふさわしい計画案とすることができたとと思います。

また、このような国土像や戦略的目標の考え方を手がかりとして、既

に各ブロックでは、広域地方計画について、いわゆるブレ協議会の場で1年余り議論が進められています。さらに、政府全体の取組みとしても、地理空間情報の基本計画、海洋基本計画などが策定され、国土交通省をはじめ関係省庁でも、各政策分野で法律の制定など具体的な取組みが進められています。

このような状況も踏まえ、いろいろな角度からお話を伺いたいと思います。

### 国土形成計画（全国計画）（案）のポイント

**辻原** まず、森地先生は、新しい全国計画の策定にあたり、平成17年に国土審議会に設置された計画部会で26回にも及ぶ精力的なご議論をお取りまとめた点など、大変ご尽力をいただきました。この計画に込められた思いなどについてお話しただければと思います。

**森地** 今回の計画策定のバックグラウンドとしては、第一に、人口減少下で初めて作る計画であること。第二に、アジアの成長で日本の相対的地位が低下していることが言われているということ。第三に、その両方の結果として地域格差が拡大する方向に動きつつあること。こういった状況下での国土計画がどうあるべきかということです。

人口減少については、一人当たりの豊かさを保つために生産性を上げなければいけないという面、分野や地域によって

武蔵工業大学学長  
 中村 英夫  
 東京大学工学部卒業。東京大学教授、運輸政策研究所長などを経て現職。国土審議会圏域部会長・計画部会委員。国土審議会、交通政策審議会、社会資本整備審議会各会長代理などの公職を歴任。



違いますが、雇用を確保しなければいけないという面と労働力が足りないという逆の面、これらの問題に対応していかないと、生活の豊かさ、所得、いろいろな意味で夢が持てないということになります。90年代は心配事ばかりが議論され、なかなか描けなかった将来像をどう描くかというのが我々の最大の問題だったと思います。昨年11月に取りまとめた国土形成計画（全国計画）に関する計画部会報告には、「はじめに」の中で、「人口減少が国の衰退につながる国土づくり」、「東アジアの中で各地域の独自性の発揮」、「地域づくりに向けた地域力の結集」、「多様な自立的な広域ブロックからなる国土」の4項目を挙げています。その中で特に重要なことは二つあり、一つは圏域構造を変えていくこと、広域ブロックごとに国際競争力を持つ独自の戦略を考えていくということ。また、人口が減っていく時代に、市町村ごとに病院や図書館があっても、お医者さんがいない、本が十分でないということではなく、もう少し大きな生活圏で生活水準が維持できるようにしましょうということ。もう一つは、いろいろな制度を変えていかなければいけないということ、今世界中がそういう気運にあります。今まで各

省庁がとっていた政策を見直して、今まで以上に努力しなければいけないもの、あるいは今までのやり方では難しく少し変更しなければいけないもの、根本的に

多様な民間主体も地域づくりの担い手であるということなのですが、計画部会の議論の中で全国計画の五つの戦略的目標の一つになり、他の四つの戦略的目標をベースで支える位置付けとなりました。

日本は市場経済で、これは非常に巧妙、精巧にできた人類の知恵の結晶のような

ものだと思います。しかし、どんなに頑張ってもできないことがあり、できないことは行政が補完するのですが、行政にもできないことがあります。「新たな公」は行政と一緒に市場経済を補完していくという大事な役割を持つものだと思います。今、地域格差の問題が出ていますが、一人あたり地域所得でみると格差は先進国の中では一番小さいぐらいです。言葉はよいかわかりませんが、私は「意識の断絶」という言い方をしていますが、誇りの面での格差があると思うのです。地方の山村の人たちがよりよく生きていくために「新たな公」は大事な取組みだと思います。

課題の一つは人材の問題です。アメリカなどでは、その地域の教会や宗教が活動の背景にあるのですが、日本ではそういうものが弱く組織が脆弱だという問題があります。

もう一つは資金の問題です。地方銀行や信用金庫でも、ほとんど地域コミュニティに融資をすることは行われていません。NPO金融も日本で80年代の終わりから始まっていますが、まだ数件ぐらしか活動していないのではないのでしょうか。

大学は新たな活動主体として注目されると思います。産学連携や図書館の開放などが行われていますが、学生は、カリキュラム以外でも地方の空き家などの活用、あるいは大都市もそうですが、危な

い状況にある子どももの保護・教育・介護「3問題への取組みなど多様な活動をしています。私は学生たちに、「君たちのそういう一つ一つの活動が市場の欠陥を補完して、これからの日本を支えるのだ」と言っていますが、このような学生活動の育成が大事だと思っています。

**辻原** 矢田先生は、国土計画制度の改正以前から国土審議会にご参加いただいています。その辺りも振り返っていただきながら、新しい計画への期待などについてお話しただけだと思います。

**矢田** 平成10年に「21世紀の国土のグランドデザイン」が策定されて、その中に「新たな国土計画体系の確立」ということが文章に入りました。その後、これに関する作業が数年間にわたって行われ、平成13年7月から約半年間、「国と地方の役割分担研究会」が設置され、座長として報告書をまとめました。それが今度の国土計画制度の骨格になっています。国土計画を全国計画と広域ブロック計画に分し、さらに広域ブロック計画そのものに地方公共団体を中心とした地域の主体が参加するという計画策定段階に分権を取り入れたことが、今度の国土形成計画の一つの目玉になっています。

その後、国土形成計画法ができ、圏域部会が設置され、非常に難しい圏域設定の議論に参加しました。圏域の設定後、広域地方計画を作るというので九州の有識者会議の座長となり広域地方計画の素

案づくりに参加しています。

地方分権型の国土計画、最終的には国が決めますから分権とは必ずしも言い切れませんが、それを企画から実施まで地方で見ていると非常におもしろい。一つは、ブロックごとに県、国の地方支部、学者、経済界が自らデザインするということで、新しい文化が形成されてくると思っています。もう一つは、これからの大きな作業としてプロジェクトの調整があります。まだ本格的にスタートをしていませんが、各主体から多様な計画システムや内容が出てくると思いますので、これから国づくりの風土が地方に定着するという点では大変おもしろいと思っています。

**辻原** 中村先生は、国土審議会に設置された調査改革部会の部長として、国土計画制度の改革について検討をいただきました。その辺りも振り返っていただきながら、新しい制度の下で作られるこの計画の意義などについてお話しただければと思います。

**中村** 私は、今回の計画ができるまでいろいろお手伝いをさせていただきましたが、決して100%の満足感を持っていないわけではないと言いたいと思います。

というのは、この前の「21世紀の国土のグランドデザイン」には「国土総合開発法及び国土利用計画法の抜本的な見直し」ということが書かれていました。これが最

最終的に国土形成計画法につながってきますが、その間、平成11年に国土審議会に政策部会ができ、土地政策審議会の計画部会と一緒に、国土形成計画と国土利用計画を統合して考えるべきであるという議論をしました。翌12年には「21世紀の国土計画のあり方」という報告書を出して、「この二つの計画を統合する」という方針を出したわけです。それを具体化しようとしたのが基本政策部会で、平成14年に「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」ということで取りまとめ、土地利用計画の作成の絵まで描きました。

そこで示した広域ブロック計画は、今も残っているような広域地方計画と、もう一つは生活圏の計画というもので、その計画の中で土地利用計画をしっかりと位置付け、そこで図面でも表現するというようにしていったのです。しかし、その後いろいろ紆余曲折があり、結果的に今



北九州市立大学学長

やだ 俊文

東京大学教養学部卒業、同大学院修了。九州大学教授、副学長などを経て現職。国土審議会委員・同圏域部会委員、九州圏広域地方計画学識者懇談会委員長。

のように国土利用計画と全国総合開発計画は一体化しない形で国土形成計画法になりました。

そこでの議論が大きく活かされたのは国土の開発・利用・保全という観点で、これまで開発中心だったものが利用・保全をさらに大きく取り上げることによって、これは現在の計画につながっています。

もう一つは、全国計画と広域ブロック計画の二つに分けたことです。全国計画は指針性を中心にする、あるいは全国的に影響があるような計画を取り扱う。広域ブロック計画は先ほど言いましたように二層のもので考えようとしたのですが、結果的には国土計画の中で土地利用計画の位置付けまではいかなかったこともあり、生活圏的な計画の構想はこの中には外したのようになっていきます。そのようなことで、そこまで一緒にできなかったという思いがあります。しかし、国土形成計画という形で少なくとも7割ぐらいは、最初に考えたような方向ででき上がっていると思っています。

計画の前身では、私は、国土総合計画ということで、個々の分野別計画や土地利用計画などの上位に立って総合的に方向を出すということを強く意識していたのですが、100%こつした計画にするには引き続き努力していく必要があると考えています。

**辻原** 先生方から、これまでの経緯、計画に込められた思いなど、貴重なお話を

お伺いすることができました。そういった経緯も十分踏まえ、今後の計画に活かしていきたいと思っています。

## 広域地方計画への期待

**辻原** 全国計画に続いて、これから各ブロックにおいては広域地方計画の策定が本格化していきます。広域地方計画は全国計画を指針としつつも各地域の独自性の高いものとなることが求められているところですが、広域地方計画への期待などについてお伺いしたいと思います。

まず中村先生にお伺いしたいと思います。国土審議会に設置された圏域部会の部会長として、広域地方計画の策定の土台となる圏域設定について短期間でお取りまとめいただきました。その際のご苦労などを振り返りながらお話しただければと思います。

**中村** 広域地方計画を作るにあたり、広域地方とは一体どのようなものかを決める必要があるということで、圏域部会での線引きを検討しました。

そこでは今までと違う点をいくつか考えました。それぞれの地域が独自に具体的な計画を作るにあたっては、まずそれをどのような区域で行うかを決めなければならぬわけで、はじめに圏域を設定すべき基本的な要件のようなものを考えました。例えば世界の国々、特にアジアの諸国などと独自の取組みを進めること

を考えた場合、それに十分な力を持つている地域を想定する。そのためには、ある程度の大きさの都市集積、経済集積、産業集積を持つているところ、他国との活発な交流を可能とする施設、特に物流や旅客輸送などに必要な施設を持つている地域などいろいろな条件を考えて、今後の各地域の計画を考えていくために適切な圏域分けをしようと思いました。ただその過程で、かなり道州制の議論と混同されました。「これはあくまでも国土政策という計画行政で考えるものです」と言うのですが、それでもいろいろな形で影響してくるだろうということで、特に地方の知事さんをはじめ皆さんはかなり神経を尖らせていました。

そういうことで、圏域部会で議論して出した案は、必ずしも全部の地域の理解を得られたものではありません。圏域の設定は、それを実際に動かしていく地域の行政、人々、産業界の意向を無視しては前に進めないということで、妥協的なものとして案を作ったわけです。

しかし、例えば中国と四国をもっと一体化して考えなければいけないとして、瀬戸内海は、地域の中の大きな湖のようなもので、これから観光や環境などが地域の大きな課題になる中で、片側だけではなく、一体化した協議会を作って検討してほしいとしました。あるいは、北関東と新潟県、福島県による地域は、人口も経済規模も大きなものを持ち国際交流

政策研究大学院大学教授

もりち  
森地

しげ  
茂



東京大学工学部卒業。東京工業大学教授、東京大学教授などを経て現職。運輸政策研究所長、国土審議会会長代理・計画部会長。交通政策審議会委員、社会資本整備審議会会長代理などの公職を歴任。

のためのインフラも備えており、今後必要と考えられる太平洋と日本海の両方につながる地域でもあり、これもぜひ一体として分科会のような形で議論してほしいというような形で圏域を考えました。

**辻原** 続いて森地先生にお伺いしたいと思います。全国計画案の第3部では、広域地方計画の策定に向けたメッセージを盛り込んでいます。広域地方計画の策定に向けた期待などについてお話しいただければと思います。

**森地** 先ほど申し上げたこととかかわるのですが、地域格差が経済のグローバル化の帰結だとすると、その解消に対してはアジアの繁栄を各地域がいかに内部化できるかということに一番の主眼があるということだと思います。

一番目は、人口移動を個別の地域ごとに見ると、それぞれ違った様相を呈しています。例えば九州で65歳以上の人口移

動を見ると、転入者数も一番ですが転出者が一番多いのも福岡県で、高度成長期に集まった人たちがふるさとに帰っているという現象があります。こういう状況がある中で、各地域は、具体的に空間上あるいは時間軸上で行つたことを描きましよう、制度設計や地域の全体像まで含めて具体的に描きましよう、そのための分析をしましようということをメッセージとして示しています。

三番目は、かつてのような広域ブロック計画ではないということが重要だと思えます。かつての広域ブロック計画というのは、全総の後ろに付いていた各ブロックへのコメントと言つてよいと思いますが、これを多くの人は全総の中身だと理解し、その中身は、私の記憶では少なくとも「21世紀の国土のグランドデザイン」の時の計画部会では議論の対象になっていませんでした。つまり、これは全総の外のものに近いと私は理解しています。もう一つは、首都圏、中部圏などの法定のブロック計画で多くは全総とほとんど同じようなことが書かれ、各県の調整が難しくホッチキスで綴じたようなものになっているのではないかと思います。これが今までの広域ブロック計画だとすると、今回の計画は全く違うものであるということが一番のポイントです。

四番目は、広域地方計画という体系とは別に道路や港湾などの社会資本整備重点計画という体系ができており、この二

つをどのように関連付けるか。私は両方にかかわっていたのですが、これらは車の両輪であると位置付けています。これについてはいろいろな議論があると思いますが、広域地方計画で個別のところをどこまで掘り下げるか、空港なら空港、道路なら道路、その相互の関係だけではなくて全国的に見たときに空港配置をどうするか、道路はどのような体系にするのかという視点と、地域の目標から見たときにどのようにしていくのかという二つの視点があり、これを車の両輪で両方に立て、片方は計画期間が長期、片方は中期というところを各地域で具体的に進めていくのをどうマネージしていくのがポイントです。それを支えるいろいろな政策がインセンティブ型に変わり、それらの支援制度が新しいこともあり使いなせていないのですが、各府省ともそのように動いています。

それから、各地域の計画を相互に同時に比較できることになりました。そういう目で見ること、今回は時間のないところで進めているので、すくによいフィードバックになるのは難しいと思いますが、二回目、三回目になるとクリアになってくると思います。これが、本当の意味で地域に移り、その責任の話にも繋がってくる、ここが今回のよいところだと思います。

辻原 奥野先生は、全国計画に引き続き中部圏の広域地方計画の策定にもご尽力

いただいています。中部圏の検討状況などもご紹介いただきながらお話しいただければと思います。

奥野 中部圏の計画に関して三点ほど申し上げたいと思います。一点目は、先ほど中村先生からお話がありました中国・四国と同様に、中部と北陸も合同協議会で協議することになっている点です。

中部圏では、平成18年夏にブレ協議会と有識者会議が設置され、全国的にもかなり早い時期に検討が始まりました。中部圏の県の部長クラス、経済界の方々が構成された幹事会には北陸圏が初めから入り、新潟もオブザーバーとして入って一緒に検討していて、今のところうまく進んでいると思います。私は有識者会議に入っていますが、北陸の有識者会議の方々が首長さんと意見交換をしており、その意味でも合同協議会という形も今の段階では機能していると思います。

一点目は、森地先生からもお話がありました。各圏域内での広域連携が大事になっていることです。圏域が一体として計画を作る、中部圏と北陸圏でいって、日本海側と太平洋側の広域連携ということですが、これも前向きに議論が進んでいます。背景としては、これまで北陸は裏日本、太平洋側は表日本と言われていたことがありますが、北陸経済は90年代は大変だったのですが、21世紀に入ってから好調です。環日本海交流圏の議論も当初は力強さに欠けるところがあったので

すが、ロシア経済が変わるにつれて現実性を持ってきたと考えています。

もう一つは、東海北陸自動車道がこの7月に全線開通することで、名古屋地域の企業の沿線や北陸地域への進出を加速させているということ。それにより、日本海側と太平洋側の広域連携については、産業、観光といった面でお互いにメリットが出てくるのではないかとこの雰囲気があります。また、静岡は、関東と名古屋の間で難しいポジションにありますが、先日、静岡でいろいろ話を聞いたところ、静岡は東西の連携の要なのですが、日本海側との連携に強い関心を持ち始めています。特に中部横断自動車道を活用した新潟との連携や、三遠南信自動車道を活用した遠州と妻籠、馬籠、高山、北陸あたりとの連携に関心が持たれています。そういう意味で日本海側との連携に各県とも関心を持っていて、その



中京大学総合政策学部部長

奥野 信宏

京都大学農学部卒業、同大学院修了。名古屋大学教授、副総長などを経て現職。国土審議会計画部会部会長代理・同自立地域社会専門委員会委員長、中部圏広域地方計画学識者会議座長。

効果も期待できると思います。

三項目は、超広域的な課題にどう対応していくかです。特に近畿圏との調整があると思います。圏域一体とした計画を作るとなると、やはり内部の調整が難しく、どついても中の大事なポイントを決めることが先になり、なかなか周辺のことまで議論できないということがあります。ただ、近畿と中部の場合は、物流一つとっても日本の基軸です。この前、新名神高速道路が一部開通しましたが、それまで物流はほとんどパンク状態で大型トラックや自家用車がひしめきあひながら名神高速道路を走っている状況でした。そこには国道1号と名阪という道路もありませんが、みんな同じ状況でちよつとした不注意が事故になり物流が止まってしまうわけです。

辻原 それでは、九州圏の広域地方計画

の策定にもご尽力いただいています矢田先生にお伺いしたいと思います。

**矢田** 作り方のシステムの話で、ブロックごとに独自にといった際、県の代表が来て最初から九州全体を思考することは難しいので、まずは広域地方計画協議会の事務局である地方整備局や運輸局、学識経験者がブロック全体について考えることとなります。当初、全国計画を指針にということをご解釈するかという問題で、全国計画の案に戦略的目標として示されている東アジア、持続可能、しなやかな国土、美しい国土、この項目ごとに地名を入れるという発想がありました。九州の特殊性から考える必要があるということ、かなり軌道修正が行われました。

実際には、事務局と相当密な議論をくり返す中で、九州の特性が出てきました。一つ目は、東アジアとの連携、九州はゲートウェイではなく、フロントランナーにも一つ一つ格上げする必要があると思っています。二つ目は、九州には50万から100万人の都市が非常に均等に配置されています。もともと均衡した圏土構造で、これを財産にしなければいけません。要するに多極分散型圏土構造です。三つ目に、九州山地は、限界集落という言葉は抵抗があるかもしれませんが、相当厳しい。また、外洋性離島、南西諸島、対馬、五島といったところ、伊豆、八丈を別に見れば他のブロックにはほとんどない。これらをごつ圏土計画の中に特異性として

いくか。この三つのポイントをごつするかが私たちの責任になっていきます。

東アジアの成長の風を直接受けながら産業集積をつまぐ進めていく。このストーリーはそれほど難しくないので、県庁所在都市を中心にした一つのエリア、もつ基礎生活圏のエリア、それから九州のエリアということ、これを三層の自立圏と言っています。それと県庁所在都市を中心とする50万から100万人の都市が持っている高次のサービス機能を維持すること。九州圏域全体が自立性を持つこと。それぞれのレベルの三層の自立圏ということをもつキーワードとして、このことと非常に厳しい九州山地離島をごつするかということで、集落調査を実施しています。

全国計画を読みながら、何が問題かというのをかなり詰めています。例えば、通信の時代だからネットで商売できるといっても、現実的には通信網は役場までは来ているが各戸にはほとんど入らずうまく使えない。それから、二地域居住といつても、他の地域から人が来てその地域でうまくいくことは珍しいケースで、むしろ人脈をたどりながら家族のUターンを進めているところが非常に成功しています。そういうことも含めて、少し実態に合わせた集落対策を出していつ、九州特有のものをさせないかといつことを考えています。

実際は、国の地方支分部局や県と協議

国土計画局長

辻原 俊博



東京大学法学部卒業後、1975年建設省入省。内閣官房内閣審議官、建設省建設経済局不動産課長、住宅金融公庫総務部長、長崎県副知事などを経て現職。

を行いプロジェクトのすり合わせを行うのですが、デザインのところは難しく、そういうところが今回の大きな課題かと思つています。そうすると、デザイン部分においては、学識経験者や経済界の役割が大きく、やはり各県のプロジェクトをホツチキスで止めることにならないように、自ら考える集団を作らないといけないといつことを今痛感しています。

辻原 私どもも、各ブロックと連絡を取りながら作業を進めています。新しい取組みでもあり試行錯誤を重ねながら進められているといつのが実態かと思つています。いろいろな難しさを感じていますが、改めてさまざまな角度からのお話を伺いまして感じるところがありました。

## 今後の国土づくりの展望

辻原 それでは、これまでの話も踏まえ

て、今後の国土づくりの展望などについてお伺いしたいと思います。

**森地** 広域地方計画のホームページを見ていると各ブロックで精力的に検討されていることが分かります。各地域がかつてと違ってかなりいろいろな分析をベースとして検討して、アジア戦略や国際戦略を相当意識していて、よい結果が出てくると期待しています。

ただ、人口減少に対して、生活圏を広げて何とかサービスを維持しなければいけません。これに対して市町村合併ではお金のあるところは他と合併せず、お金のないところは合併できないという構図になってきました。国土計画はそうではなくどのように圏域の生活水準を維持していくかという観点が必要なのです。各ブロックで実態の生活は既に広域化しているはずで、この病院とこの病院はもう少しくつしたほうがとか、ショッピングセンターはこうだといった話が、地図上で、ここで一緒になっていていきませんかということ、生活圏としてこいついつサービスをしたいということなどを期待しているのですが、この圏域も行政の枠にとらわれて進んでいないという印象があります。人口減少はものすごく重要なテーマですから、ぜひ検討を進めてほしいと思います。

国計画よりも難しいものとなります。指針としての全国計画については、地方では極めて批判的に読んでいただければよく、そう読んでいただくことに価値があると思っています。そういう中でどういう方向性を出すか、今、地方において本気で我が事として考える機会になっていないのではないのでしょうか。

**矢田** 九州の広域地方計画の議論の中で「三層の自立圏」という考え方を検討していますが、その中心になる基幹都市はどこか、ここまでは地名化しやすいのですが、基礎生活圏において地図上で具体を示すとすると非常に難しい。しかし、広域地方計画は、そうした考え方をしっかりと示す場でもあり、例えば、医療圏制度というのは1次医療圏、2次医療圏などといったように線が引かれていますので、そういうものとするり合わせながら計画を作っていくことになると思います。

**中村** こういう機会に、地方でも学者をはじめとしてこつこつ総合計画に充分な知識をもって発言できる層を固めていくことが大切で、今までほとんどそれがなわいけません。交通も教育も福祉も医療もみんな一緒になって考えることが必要だと思っています。

**奥野** 今の話と関係しますが、広域地方計画では具体的な事業を考えるのですが、行政も投資を確保するのが大事であるということを頭に置いて議論する必要があります。

私も経済学の勉強を始めた頃、日本の成長のものは、「勤勉と貯蓄」だと言われていました。勤勉は、今、人材育成などで話題になっていますが、貯蓄については、日本の個人貯蓄率が高く、それが投資に回って、日本はあれだけ需要が伸びてもインフレにならずに高度成長を実現しました。しかし、最近では、個人もそうですが貯蓄や投資を軽視する傾向があります。本来、投資的に回るお金を消費的な支出に回して、それで投資が足りなくなったのが80年代の荒廃するアメリカだと思つたのです。アメリカでは福祉の冠をつけて財政を消費的支出に回したため、公共投資が不足したと言われていました。アメリカ経済の停滞は、半分は社会資本の荒廃が原因だという論文もあり、日本もだんだんその危ないところに入ってきていますので、維持更新も含め投資を行政としても確保することが大事であることを我々は基本として持たなければいけないと感じています。

**中村** 今の奥野先生の話に尽きると思います。我々の国はこんな立派な自然を持ち、世界で有数のすばらしい国土なのですが、国民が努力して対外的にも稼いだ金を現代の消費に当てることに熱心で、長期的視点に立った投資の意識が非常に小さくなっています。それぞれの地域で真剣に将来の地域を考えるという大事な機会だと思っています。

**森地** 最近、中国、韓国の観光の担当者が「日本の人は勘違いをしている。我々

はもっと高級でよいものが欲しいのに、非常にレベルが低い」「日本製のテレビが買いたいし日本製の車が買いたい」と言っている会議録を読んだことがあります。つまり日本のブランドは日本が思っているより海外では評価が高く、一村一品運動の高級版、インターナショナル版を求められているということが、地域計画を作るときのもう一つの視点だと思っています。

**辻原** 今回の計画は各地域に根ざした計画にしなければならず、国民各層が計画について十分な理解や関心を高めていただく、そのための努力を一層重ねていく必要があります。

また、国土や地域が有しているポテンシャルを引き出して地域や住民が力を合わせて国土づくりをしていく、その基盤となる広域地方計画を策定するために、国と地方が協力、連携していかなければいけないと考えています。

さらに、計画の具体的な実現に取り組むことはもちろんですが、計画自体を常に多角的、客観的に検証、評価して、経済社会の変化に的確に対応していくことが極めて重要であると考えています。

本日は、先生方から貴重なご意見をいただきました。私どもとしても今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

本座談会は、平成20年4月24日に行われました。

## 国土形成計画

### (全国計画)(案)の概要

国土計画局 総合計画課

これまで我が国では、五次にわたって策定された全国総合開発計画(全総計画)が時代に応じた国土開発の方向性を示してきましたが、平成17年に、その根拠法である国土総合開発法が「国土形成計画法」へと抜本的に改正され、新しく国土形成計画を策定することになりました。新しい計画は、国土の利用・整備および保全に関する施策の指針となる全国計画と、ブロック単位ごとに国と都府県などが適切な役割分担の下で協力して地域の将来像を定める広域地方計画からなる、二層の計画体系とされています。

全国計画については、平成17年9月に発足した国土審議会計画部会(部会長・森地茂政策研究大学院大学教授)において、調査審議が進められました。平成19年11月には計画部会としての報告が取りまとめられ、同年12月の国土審議会(会長・岡村正樹東芝取締役会長)に報告がなされました。その後、これを受けて国において作成した全国計画案について、パブリックコメントな

どを行い、本年2月には、国土交通大臣から国土審議会に対し計画案が諮問され、調査審議の結果、計画案は概ね妥当であると回答がなされたところです。

全国計画案は、第1部から第3部までの3部構成となっており、第1部では計画の基本的な考え方、第2部では法定の計画事項などに基づく分野別の施策の基本的方向、第3部では広域地方計画の策定・推進について示しています。ここでは、計画の基本的な考え方と広域地方計画の策定・推進について、その概要を中心に紹介します。

#### 国土形成計画の枠組み

種別法：国土形成計画法

(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

#### 全国計画

- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



#### 広域地方計画

- 国と地方の協働による広域ブロックづくり
  - ・ 国、地方公共団体、経済団体などで広域地方計画協議会を組織
  - ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力

#### 計画の基本的考え方

#### 1 時代の潮流と国土政策上の課題

##### (1) 経済社会情勢の大転換

本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展

我が国の出生率は、2006年に1・

32へと6年ぶりに上昇に転じたものの依然低水準である。総人口は国立社会保

障・人口問題研究所の中心推計では、2

020年には約1億2274万人、20

30年には約1億1522万人と見込ま

れる。高齢者の割合は、2005年には

20%程度であったが、2020年には

30%弱、2030年には30%強まで上昇

すると見込まれる。

グローバル化の進展と東アジアの経

済発展

経済のグローバル化の進展、東アジア

各地域の急速な経済成長と産業構造高度

化の中で、東アジア規模での生産ネット

ワークの構築や経済連携の動きが活発化

している。我が国の貿易相手も、198

0年代は欧米が輸出先の6割弱を占めた

が、2003年度からはアジア地域が欧

米を上回るに至っている。

情報通信技術の発達

近年の情報通信技術の飛躍的な発達は

生活利便性を急速に向上させ、産業の生

産性を高めるとともに、人と人とのつながり方など、国民生活に大きな変化を与えている。

##### (2) 国民の価値観の変化・多様化

安全・安心、地球環境、美しさや文

化に対する国民意識の高まり

地球温暖化の進展が異常気象の増加などの広範な影響を及ぼすと予想されてお

り、大雨の増加などに伴い災害の増加や

被害の甚大化の傾向がみられる。また、

我が国は世界有数の地震火山国であり、

東海地震、東南海・南海地震、首都直下

地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地

震などの大規模地震・津波の発生なども

懸念されている。

地球温暖化防止、循環型社会の構築、

自然環境の保全・再生など環境への国民

の関心が高まっている。また、ゆとりや

安らぎ、さらには心の豊かさに関する国

民意識の高まりの中、美しい景観や文化

芸術などに対する欲求も強まっている。

ライフスタイルの多様化、「公こう」の役

割を果たす主体の成長

価値観の多様化、生涯可処分時間の増

加などに伴い多様なライフスタイルの選

択が可能になってきている。さらに、複

数の生活拠点を同時に持つ「二地域居住」

の動きも出てきている。

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化などにより、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割をNPO、企業など多様な主体が担いつつある。

### (3) 国土をめぐる状況

一極一軸型の国土構造の現状  
東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や諸機能が集中する一極一軸型の国土構造が続いている。

一方、人口減少を克服する新たな成長戦略の構築が求められており、東京と地方という視点を超えて、これまでの都市・産業の集積を活かした成長エンジンの強化や国際競争力強化のための戦略的な投資を進める必要がある。

東京圏への人口の転入超過が拡大する様相を示している。地域間の格差については、格差感を生んでいる理由についてはさまざまな要因が考えられるが、例えば一人当たり県民所得における上位5県と下位5県の間が開き、長期的には縮小したものの、近年3年連続して拡大している。広域ブロック間や都道府県間をめぐる近年の動向にも注意を払う必要がある。地方中小都市や中山間地域などでは、地域活力の低下がみられるとともに、社会的諸サービスの維持の問題に直面して

おり、地域の自立的発展を可能とする新たなモデルが求められている。

地域の自立的発展に向けた環境の進展、都道府県を超える広域的課題の増加

地方分権や市町村合併などによって地域の自主決定力が強化されるとともに、東アジア各地域の経済成長による直接交流機会の増大、情報通信技術の発達など地域の自立的発展に向けた環境が整いつつある。

各広域ブロックにおいては、欧州の規模国にも相当するような人口・産業の集積や、ブロックの中心となる都市などの成長、基幹的な公共施設の整備の進展など、東アジアの諸地域との競争や連携を通じて地域の国際競争力を高め得る潜在力と地域のアイデンティティを有している。

また、経済活動の広域化に対応するための国際物流・高速交通体系などの戦略的整備、県境地域に多く存在する過疎・山間地域の対策など都道府県の区域を越えた広域的な対応が必要な課題が増加しており、広域ブロックを単位とする取組の重要性が高まっている。

人口減少などを踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性  
総人口の減少により国土の利用に余裕

を見いだせる今世紀は、適切な人と国土のあり方を再構築する好機ともいえる。

これまでの蓄積を前提としつつ、国土のひずみの解消や質の向上に向けた取組みの推進を図るべきである。その際、大都市圏と地方圏、都市と農山漁村などの地域相互の補完・依存関係に留意し、各地域が国土全体に果たす役割についての理解とその維持強化を進める必要がある。

地球温暖化による海面の上昇や大雨の頻度増加などの可能性が指摘されている中、温暖化対策の国際的な枠組みづくりへ我が国として貢献していく。国内においても、防災対策、省CO<sub>2</sub>型の地域構造や交通システムの形成、森林の整備・保全、健全な生態系の維持・形成、循環型社会の構築など、地球規模の環境問題に対してのさまざまな対応が求められる。

美しい田園風景、快適で安全な都市など我が国の国土が本来持っている魅力を世界に対してアピールし、誰もが住んでみたい、訪れてみたいと思う、いわば、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を形成することを目指すことが求められる。

このような国土構造の現状と課題の下、新たな時代の潮流を踏まえて、新時代の国土構造の構築に挑戦することにより、一極一軸型の国土構造を是正していくことが必要である。

## 2 新時代の国土構造の構築 新しい国土像

広域地方計画区域などを1つの単位とする広域ブロックが、東アジアをはじめとする諸地域との交流・連携を進めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高めしていく。これによって、各広域ブロックが、活力ある経済と豊かさが感じられる生活環境の実現を目指し、自立的に発展する国土構造への転換を図る。多様な特色を持つこれらのブロックが相互に交流・連携し、その相乗効果により活力ある国土を形成していく。このことにより、一極一軸型の国土構造の是正につなげていく。

また、山紫水明の景色や都市のにぎわいなど互いに異なる特色を持つ地域が、それぞれの魅力を発揮し、相互に補いつつ共生し、重層的に国土を形成するという地域間の互恵関係を維持発展させつつ、良好な自然環境や美しい景観の形成、安全かつ快適でゆとりある生活空間の形成、環境負荷の低減、ユニバーサルデザイン理念に基づく取組みの推進などを図り、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」へと再構築していく。これにより、美しさと、安全面や環境面も含めた暮らしやすさを兼ね備えた国土を

形成していく。

このため、広域ブロックの外に向かつては、「アジアに開かれた国土」を目指して、それぞれの広域ブロックと東アジアなど諸地域との交流・連携を促進する。

各広域ブロックの内部では、成長エンジンとなり得る都市・産業の強化、地域間の交流・連携を促す。また、多様な主体の協働を促進し、経済力だけでなく文化面や社会面も含めた地域力（地域の総合力）の結集を図る。

これらにより、人々の国土に対する空間的視野を、市町村から広域の生活圏域へ、都道府県から広域ブロックへ、日本国土から東アジアへと拡大していく。

以上の考え方に基づき、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを、本計画の基本的な方針とする。

自立的で特徴の異なる複数の広域ブロックからなる国土構造を構築し、将来にわたる国内外のさまざまな変化にも柔軟に対応することが可能となる多様性を国土上に保有することによって、我が国の成熟期にふさわしい「国としての厚み」を増していくことが、我が国の将来像として好ましい方向であると考えられる。このような国土を目指すことが、広域

ブロックが独自の発展を遂げそれが我が国全体の発展にも寄与するという、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現することにもつながっていく。また、このような多様な広域ブロックの発展と地域の共生関係が良好に築かれた美しく暮らしやすい国土の形成により、地域間の格差の拡大に対する不安や地域ごとの格差感を解消していく。

この計画は、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10力年間における国土形成に関する基本的な方針などを示す。

### 3 新しい国土像実現のための戦略的目標

多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく、暮らしやすい国土の実現を目指し、この計画では、次の5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進する。

まず、グローバル化や人口減少という時代の潮流に対応した国土の形成の観点から、継ぎ目なく迅速かつ円滑な人流・物流、生産活動の連携や情報・文化の交流を実現させ、東アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく「東アジアとの円滑な交流・連携」について示す。また、都市から農山漁村までブロック内の各地域が活力と個性を失わず、暮らしの

基盤として維持されるための「持続可能な国土の形成」について示す。

次に、これまでも営々と取り組みこれをさらに進めていく安全で美しい国土の再構築の観点から、災害へのハード・ソフト一体となった備えの充実などのための「災害に強いしなやかな国土の形成」について示す。また、持続可能な国土を形成していくための「美しい国土の管理と継承」について示す。

さらに、以上の4つの戦略的目標を推進する上での横断的な目標として、多様な主体が協働して戦略的に取り組んでいくための「新たな公」を基軸とする地域づくり」について示す。

#### 広域地方計画の策定・推進

今回の計画案の大きな特徴の1つに、第3部において、地元関係者で検討される、広域地方計画の策定・推進に関する指針を示していることが挙げられる。計画案では、全国計画を基本としつつも、独自性の高い広域地方計画を策定するため、地域の現状分析に基づく地域特性の把握、地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案、独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入についての検討を進めるべきであるとともに、さらに地域戦略の立案に

あたって留意すべき視点を次のようにまとめている。

国土における自らのブロックの位置付けと東アジアの中での独自性の発現  
ブロックの特性を踏まえた域内の各都市や地域の連携方策のあり方

全国共通の課題に対するブロック独自の対応策

それぞれのブロック固有の課題への取り組み

広域地方計画は、全国計画の具体化に向けた地域づくりの舞台であり、広域地方計画協議会での検討が進められることとなる。国民各層からのご意見をうかがいながら、将来の地域像の策定に向けた活発な議論、幅広い合意の形成が進むことが期待されている。

次ページ以降では、計画案に掲げられた新しい国土像を実現するための5つの戦略的目標について、それぞれ解説していきます。

# 解説

## 新しい国土像実現のための戦略的目標（概要）

国土計画局 総合計画課

国土形成計画（全国計画）（案）では、新しい国土像を実現するために5つの戦略的目標を掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進することとしています。

### 戦略的目標 1

#### 東アジアとの円滑な交流・連携

東アジアと我が国の相互依存関係は、貿易・人的交流面を中心にますます深まっております。我が国は、これらの国々との競争関係を念頭に置きつつ、各分野での交流と連携を一層強化することにより、共に発展していく姿を追求していくことが求められています。

一方、東アジアにおけるハード・ソフト両面で継ぎ目のない円滑な人、物、情報などの移動や流通の環境が形成されるとともに、世界との架け橋（アジア・ゲートウェイ）となる各種の基盤強化が進むことが、我が国にとっても東アジアにとっても重要

な課題となっております（シームレスアジアの形成）。

これまででは、もっぱら我が国の太平洋側を經由していた北米向け海上コンテナ輸送の基幹航路が、近年では日本海を經由する度合いを増し、日本海沿岸諸港における国際海上コンテナ取扱量の過去10年間平均伸び率が全国平均の2倍を超えるなど、近隣諸国の経済発展に伴って、交通ネットワーク構造に大きな変化が見られます。

また、相互に陸路で結ばれた東アジアの近隣諸国は、アジアハイウェイなどの推進を通じてその結束を強化しつつあり、海を隔てた我が国にとっては、東アジアにおける交通体系との連続性、互換性の確保の面での立ち後れが危惧されています。

これらの情勢に対応し、東アジアとの緊密なネットワークの実現に貢献しつつ、我が国がアジア・ゲートウェイの一翼を担うため、国際的な規模と機能を有した競争力の強い国際港湾や大都市圏拠点空港などの一層の強化に加えて、各広域ブロックが東アジア近隣諸地域と直接交流していくための交通回廊や交通ネットワークの形成を促進していきます。

具体的には、以下の取組みなどを通じて、東アジアとの円滑な交流・連携の実現を目指します。

(1) 東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化

産学官連携・研究開発拠点整備によるイノベーション創出/ものづくり基盤の強化 など

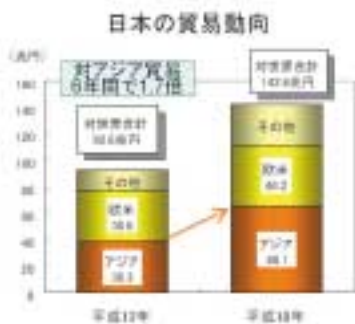
(2) 東アジアとの交流・連携の推進

エネルギー・環境など東アジア共通の課題解決プラットフォームの構築/観光立国の実現による来訪者の増加/人材育

成・交流ネットワーク など

(3) 円滑な交流・連携のための国土基盤の形成

コスト・サービス競争力の高い港湾、空港、情報通信機能の整備/東アジアにおける日帰りビジネス圏、貨物翌日配達圏、アジア・ブロードバンド環境の形成/広域ブロックゲートウェイの形成 など



広域的な観光連携による外国人観光客誘致



## 戦略的目標 2 持続可能な地域の形成

地域が持続可能であるとは、今後本格化する人口減少や環境面、財政面などのおさまさまざまな制約の下においても、都市から農山漁村までブロック内の各地域が活力と個性を失わず、暮らしの基盤として維持され、住民が生活の質を損なうことなく住み続けられることです。このような地域を形成するためには、人口増加に伴う都市の拡大に合わせて基盤整備を行う考え方から、都市機能を相互補完する都市圏を一つの単位としてとらえ、拡散型都市構造を是正しつつ既存ストックの状況に合わせた都市の連携・構造転換を進める発想への転換を図り、暮らしやすく活力ある都市圏の形成を促進していきます。

特に、拠点性が高い都市圏での圏内・圏間の連携強化は、地域全体の活力を高めるために重要です。また、地域を、多様な働き方、住まい方、学び方などを可能とし、多世代がともに安心して暮らせる生活圏域として整えつつ、地域独自の資源を活かした産業を活性化し、農山漁村の各種機能を再評価することなどにより、それぞれの地域が、そこにしかない価値に目を向けた取組みを進めていきます。その際、広域的な地域間の交流・連携や、

地域への人の誘致・移動を通じた人材の蓄積を促進していきます。

具体的には、以下の取組みなどを通して、持続可能な地域の形成を目指します。

- (1) 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成
- (2) 地域資源を活かした産業の活性化
- (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開
- (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

魅力的で質の高いまちづくり／都市機能の高度化や居住環境向上など都市の再生／集約型都市構造への転換・低未利用地の有効利用／市町村を超えた広域的な対応／住生活の質の向上／大都市特有の課題への対応 など

自然環境と生産基盤、生活環境の調和／外部人材の活用などによる創意工夫／中山間地域の役割と活性化／食料や木材の安定供給／農林水産業の競争力強化 など

暮らしやすく活力ある都市圏の形成



複数市町村による広域的な連携・相互補完

地域資源を活かした産業の活性化



(山形 カロツェリア・プロジェクト)  
県内の優れた職人技術による世界に通用する山形ブランドの商品開発

広域的対応による医療などの機能維持



救急医療を支える高速道路の緊急出入口

農林水産業の活性化



食料の安定供給

地元農産物などの販売

美しい農山漁村の形成



出典：農林水産省資料など

戦略的目標 3  
災害に強いしなやかな国土の形成

我が国は、その地形、気象などの自然的条件から、国土面積の10%の洪水氾濫域に人口の過半が集積するなど、災害が発生しやすい国土になっています。また近年では、大規模な地震およびこれによる津波、世界的に多発する集中豪雨、ゼロメートル地帯などにおける高潮などにより、これまでにない多様な激甚な災害のリスクの増加や災害の広域化・複合化・長期化のおそれが高まっています。特に、地球温暖化により、海面上昇や豪雨などが増加する可能性が指摘されており、今後ますます地域の災害のリスクが高まると考えられます。また、人口減少や高齢化によって、地縁型のコミュニティが弱体化することが予想され、放置される国土の増大ともあいまって、社会の防災力低下が懸念されています。

このため、減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進めることによって、安全で安心した生活が保障される災害に強いしなやかな国土を形成していきます。

その際、災害時においても、中枢機能の代替性の確保のほか、救援・避難活動や情

報伝達に途絶が生じない強靱な、かつユニバーサルデザインにも配慮した交通・情報通信網の確保も重要となります。

具体的には、以下の取組みなどを通して、災害に強いしなやかな国土の形成を目指します。

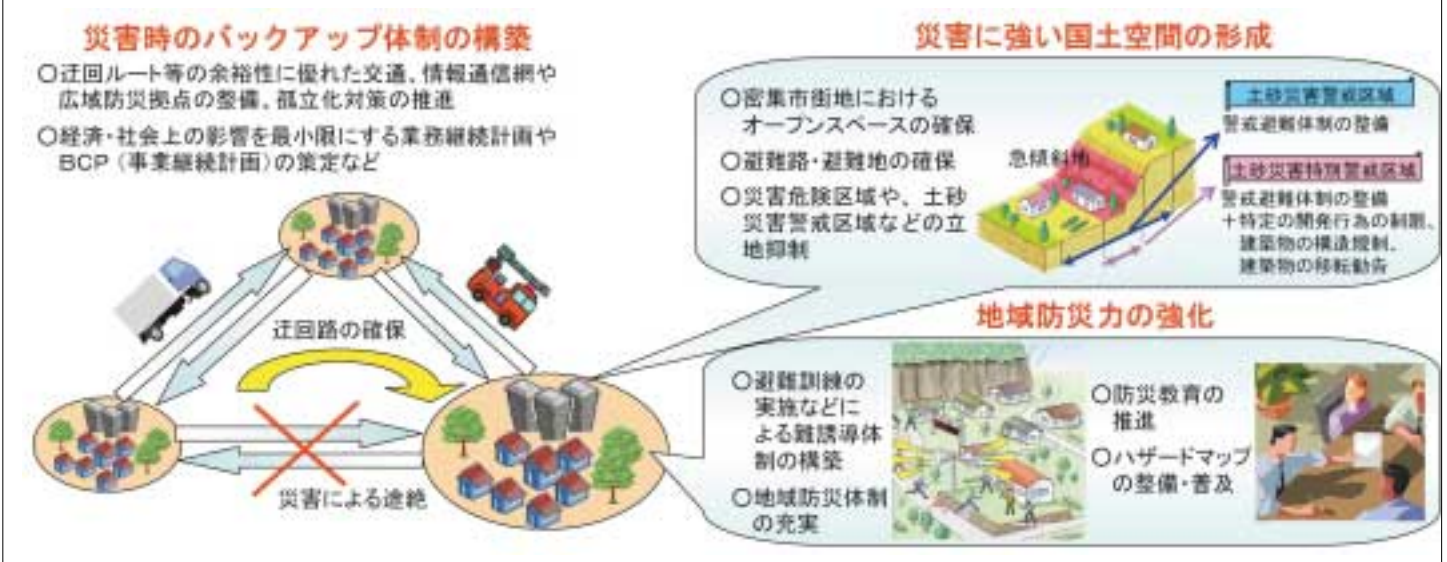
進 (1) 減災の観点も重視した災害対策の推進

ハード・ソフト一体となった対策/自助・共助・公助/ハザードマップなどの災害予防としての事前システム、情報伝達などの事中システム、被災者の保護など事後システムの構築 など

(2) 災害に強い国土構造への再構築

災害に強い国土の構造・利用への誘導/中枢機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化/迂回ルートなど交通・情報通信網の余裕性の強化/業務継続計画や事業継続計画の策定(BCP) など

BCP：各々の重要業務が中断せず、または早期に復旧することによって経済社会上的影響を最小限にする計画のこと。なお、官庁が策定する場合は業務継続計画、企業が策定する場合は事業継続計画という。



## 戦略的目標 4 美しい国土の管理と継承

我が国では、国土面積の約7割を占める森林を始めとして、南北に長い日本列島の上に豊かで多様な自然が育まれ、また、山紫水明の美しい景観、豊かな文化や伝統が培われてきました。しかし、経済成長の過程で景観や土地利用の混乱、さらには適切に管理されない森林や耕作放棄地の増大などの課題も生じています。このため、成熟社会を迎えている我が国においては、国土を形づくる各種の資源を適切に管理し、回復していくことが強く求められており、農村漁村から都市までそれぞれの地域における取組みとともに、地域間や多様な主体間での連携を図り、美しい国土の管理と継承に向けた重層的な取組みを進める必要があります。

また、京都議定書の第1約束期間が2008年に始まるなど地球温暖化防止に向けた取組みが急がれる中、循環と共生を重視した国土管理を進めます。さらに、世界有数の領海および排他的経済水域などを有する海域について、適正な利用と保全を図ります。

具体的には、以下の取組みなどを通じて、我が国が持つ歴史・文化、多様で良好なランドスケープなどの魅力を高めるとともに

に、国民一人一人が美しい国土の管理と継承を担っていくこととなります。

### (1) 循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成

地球温暖化防止の推進/循環型社会の構築/針広混交林化など多様で健全な森林整備/優良農地の確保/エコロジカル・ネットワークの形成/里地里山の適正な保全管理 など

### (2) 流域圏における国土利用と水循環系の管理

流域圏における健全な水循環系の構築/総合的な土砂管理の取組みの推進/上下流交流、流域意識醸成の仕組みの整備 など

### (3) 海域の適正な利用と保全

政府一体となった海洋に関する基本的な計画の推進/離島の振興・保全/沿岸域の総合的管理の推進 など

### (4) 魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

個性豊かな地域文化の継承と創造/国民一人一人が国土の管理と継承の一翼を担う取組みの推進 など

ランドスケープ…人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりのこと。

## エコロジカル・ネットワークの形成

人と自然の共生を確保していくため、原始的な自然地域などの重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークを形成



### (期待される効果)

- ・野生生物の生息・生育空間
- ・都市環境の改善(ヒートアイランド現象の緩和)
- ・防災
- ・大気汚染などの低減・希釈、騒音緩和
- ・自然とのふれあい・環境教育
- ・美しい景観、レクリエーション
- ・市民参加の推進

## 「国土の国民的経営」の推進

国民一人一人が美しい国土の管理と継承の一翼を担うことを通じ、美しく豊かな国土を国民全体で支え、後世代へと継承

### 取組み事例

#### 国土管理への参加手法の多様化



間伐材を活用したバッグ(高知県)

#### 多様な活動者の育成



地域全体で取り組む農地・農業用水などの保全・管理(栃木県)

戦略的目標 5

「新たな公」を基軸とする地域づくり

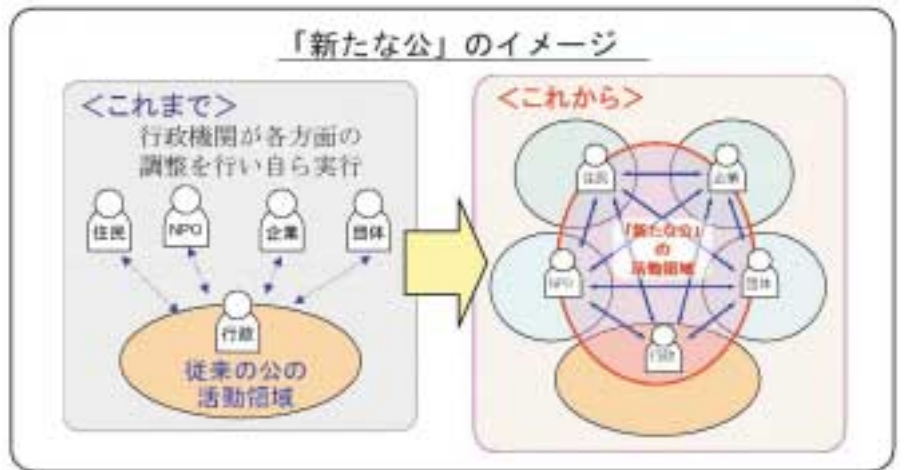
本計画では、計画実現に向けて、行政のみならず、地縁型の「ミニミニ」やNPO、企業などを含めた多様な主体が担い手となり、これらが、従来の公の領域、公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域において、他に依存するのではなく真に協働することに対する期待を示し、これを「新たな公」として明確に位置付けています。

「新たな公」を基軸とする地域づくりは、他の4つの戦略的目標を通じた横断的視点に立った戦略的目標であるという点で、本計画の中でも特徴的な考え方となります。

経済社会情勢の変化が進展する中で、公共交通、医療、福祉などの社会的サービスを提供する上でさまざまな課題が生じています。一方、個人、NPO、企業などの民間主体による活動は、活動領域や活動形態が多様化し、公共的価値を創出するものも見られるようになってきました。

そこで、このような多様な民間主体を地域づくりの担い手としてとらえ、民間主体相互、あるいは民間主体と行政が、有機的に連携する仕組みを構築することによって、地域の課題への的確な対応についての可能性が高まっています。

「新たな公」による地域づくりとは、こうした状況を踏まえ、多様な民間主体や行



政が協働して、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていくというものになります。

「新たな公」を基軸とする地域づくりの活動分野は、多岐に渡りますが、次のように整理できます。

従来の公の領域で行政が担っていた活動分野（道路清掃など）。行政も民間主体も担ってこなかったが、時代の変化により新しく需要が生じてきた分野（NPOによ

る過疎地自家用車輸送など）。従来の私の領域で民間主体が担う活動であり、同時に公共的価値を含むもの（空き店舗利用の中心市街地活性化など）。

このような分野へ民間主体が参加することにより、参加者の自己実現に繋がるとともに、社会サービスの多様化・充実、行財政への負担軽減などの多面的な意義が期待されます。

さらに、実際の地域づくりの事例においても、多様な民間主体の発意や活動を積極的に地域づくりに活かそうとする動きがみられるようになってきています。

行政は、地域資源の活用と情報発信、担い手の確保、資金の確保などについて、各地域が自力では解決できない課題に対する支援を進めることが必要となります。また、維持・存続が危ぶまれる集落に対する配りや、集落における暮らしの将来像についての合意形成などを図っていくことも必要となります。

こうして、個人や企業などにおける社会貢献意識の高まりや、多様な人々の交流なども踏まえつつ、開かれた地域づくりの実践などを目指します。

「新たな公」による活動領域の例

従来の私の領域で公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用した中心市街地活性化(高知市)  
写真:中小企業庁

公と私の中間的な領域を新たに担う活動



NPOなどによる過疎地有償運送(長野県中川村)  
写真:中川村

従来の公の領域で民間が主体的に担う活動



市民との協働による河川敷の清掃活動(熊本県白川)  
写真:九州地方整備局

## 広域地方計画の策定

国土計画局  
大都市圏計画課  
地方計画課

国土形成計画（全国計画）では、各広域ブロックが、東アジアの各地域との交流・連携を進め、各ブロック間の互恵関係を維持発展させながら、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描き、自立的に発展する圏域を形成する国土構造への転換を目指すこととしています。これを

具体化する計画として、各ブロックにおいて、独自性のある広域地方計画を策定することとしています。

広域地方計画は、国土形成計画法で制度化され、今回初めて策定するものですが、その特徴として、関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界などからなる広域地方計画協議会における協議を経ることとしており、各ブロックの自主性を重んじつつ、地域の実情に即した即地的・具体的な内容が盛り込まれることが期待されます。

各ブロックでは、地域の関係主体によるプレ協議会などにおいて、計画策定に向けた準備作業が進められていますので、その検討状況をご紹介します。

### 各ブロックにおける検討状況

#### （1）東北圏

東北圏においては、東北7県の関係機関からなる「東北圏広域地方計画検討会議」がこれまで計3回開催され、また、本年1月には各県知事などが一堂に会し、東北圏の将来像について意見交換を行いました。東北圏では、「美しい森と海、人の息吹と躍動感に満ちた『東北につぼん』の創造」を新しい将来像として位置付け、また、戦略的目標として、恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現、雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現、地域の資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現、交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現、東北国民が一体となって地域を考え行動する圏域の実現、の5項目を掲げて、計画内容の検討が進められています。

本首都圏の機能を有する圏域としての役割、約4200万人の多様な人々が暮らし、働く場としての役割が掲げられ、また、新たな首都圏の目指すべき方向として、日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化、人口約4200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現、安全で安心な生活が保障される災害などに強い国土管理・危機管理体制の確立、良好な環境の保全・創出、多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現、の5項目が挙げられ、計画内容の検討が進められています。

また、北関東3県と福島県および新潟県にまたがる地域については、別途「北関東・磐城地域プレ分科会」などにおいて、広域連携に関する検討が行われています。

#### （3）北陸圏

北陸圏においては、北陸3県の知事などで構成される「北陸圏広域地方計画協議会準備会」が昨年1月に開催されるなど、関係機関による検討が進められています。

そのなかで、北陸圏の将来像として、人々をひきつける「暮らしやすさ」「日本一、世界に開かれた日本海側における交流の

中枢拠点を位置付け、また、戦略目標として、安全・安心でゆとりといやしにあふれる人をひきつける暮らしの充実、ものづくり文化と進取の気性で培われる国際競争力のある産業の育成、三大都市圏や環日本海諸国をはじめとした東アジアにつながる日本海側の中枢拠点の形成に向けた基



図1 広域地方計画の計画区域



図2 広域地方計画協議会のしくみ

#### （2）首都圏

首都圏においては、1都7県の知事などで構成される「首都圏広域地方計画プレ協議会」が昨年10月に開催されるなど、関係機関による検討が進められています。

そのなかで、首都圏の果たすべき役割として、世界・東アジアのリーディング圏域としての役割、日

盤の強化、地域文化力で育まれる国内外との交流の創出、の4項目を掲げて、計画内容の検討が進められています。

#### (4) 中部圏

中部圏においては、中部5県の知事などで構成される「中部圏広域地方計画協議会準備会」が平成18年8月に設置されるなど、関係機関による検討が進められています。

目指すべき中部圏の将来像として、賑わい溢れる国際交流圏・多文化共生圏、世界をリードする産業・技術のイノベーション圏、人々が生き生きと、安心して暮らすことができる持続可能な環境先進圏が掲げられ、また、将来像実現に向けた発展戦略の方針として、中部の資源を活かした国内外の多様な交流の拡大、世界のものづくりの中心地としての産業競争力の強化、持続可能な環境共生社会を実現する環境先進圏の形成、誰もが生き生きとして暮らせる地域社会の実現、安全・安心で災害にも強い地域づくり、の5項目が挙げられ、計画内容の検討が進められています。

また、北陸圏と中部圏においては、別途「北陸圏・中部圏広域地方計画合同協議会」を設け、広域連携に関する検討を行うこととしています。

#### (5) 近畿圏

近畿圏においては、近畿2府4県の知事などで構成される「近畿圏広域計画検討会」が平成18年12月以降、計4回開催され

るなど、関係機関による検討が進められています。

そのなかで、近畿圏の目指す姿として、歴史・文化に誇りとこだわりを持って本物を産み育む圏域、首都圏とは異なる多様な価値が集積する日本のもう一つの中心核、アジアをリードする世界に冠たる創造・交流拠点、人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域、都市的魅力と自然的魅力を日常的に享受できる圏域、人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域、暮らし・産業を支える災害に強い安全・安心圏域、の7つの柱が掲げられ、目指す姿を実現するための戦略と具体的な取組みなどについて議論が重ねられています。

#### (6) 中国圏

中国圏においては、中国5県の関係機関からなる「中国圏フレ広域地方計画協議会」が平成18年11月以降6回開催され、また、昨年11月には各県知事などが一堂に会し、中国圏の将来像について意見交換会を行いました。

そのなかで、中国圏の課題を整理し、中国圏のポテンシャルを、東アジアや西日本における交流の歴史と地理的優位性、欧州の中規模国に匹敵する人口・経済力、ものづくり産業の強みによる自立的発展の可能性、分散する様々な規模の都市と豊かな自然の共存の可能性、の4つに整理しています。

その上で、中国圏の将来像を、地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏、産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に発展する中国圏、多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しめる中国圏、の3つに整理しています。

また、中国圏と四国圏においては、別途「中国圏・四国圏フレ広域地方計画合同協議会」などにおいて、両圏域に共通の課題に関する検討が行われています。

#### (7) 四国圏

四国圏においては、四国4県の関係機関からなる「四国圏フレ広域地方計画協議会」が計3回開催され、また、本年2月には各県知事などが一堂に会し、四国圏の将来像について意見交換会を行いました。

そのなかで、四国圏の発展に向けた戦略的取組みとして、安全・安心を基盤に、快適な暮らしを実感できる四国、地域に根ざした産業が集積し、競争力を発揮する四国、歴史・文化・風土を活かした個性ある地域づくりを進め、人をひきつける四国、東アジアをはじめ、広域的に交流を深める四国、中山間地域・半島部・島しょ部などや都市が補完しあい活力あふれる四国、の5項目が掲げられ、計画内容の検討が進められています。

#### (8) 九州圏

九州圏においては、九州7県の関係機関

からなる「九州圏広域地方計画フレ協議会」が計2回開催され、また、本年2月には各県知事などが一堂に会し、九州圏の将来像について意見交換会を行いました。

そのなかで、新たな九州像として、東アジアの成長と運動し自立的に発展する九州圏の形成、豊かな自然と都市的利便性を享受し多様な活動の場を創出する九州圏の形成、安全・安心で美しく誇りが持てる九州圏の形成を位置付け、また、戦略目標として、東アジアへのフロントランナーとして発展する九州圏の形成、基幹都市圏を核とした多極型圏土構造と九州圏の一体的な発展、災害・環境ハザード最前線における安全・安心で美しい九州圏の形成、基幹・拠点都市圏と多自然居住地域の交流による都市自然交流圏の形成、生活中心都市を核とした安心でゆとりある基礎生活圏の形成、離島・半島、中山間地域などの地理的制約を克服する豊かな定住環境の形成、九州圏の各地域の個性を活かした先導的な地域づくり、の7項目を掲げて、計画内容の検討が進められています。

各ブロックにおける広域地方計画の検討状況については、「インターネットでつくる国土計画」のホームページからご覧いただけます。(http://www.kokudokeikaku.go.jp/)

# 解説

## 国土形成計画の実現に向けた支援制度

国土計画局 調整課  
 大都市圏計画課  
 地方計画課  
 参事官室

新たな国土計画である国土形成計画（全国計画）では、本格的な人口減少社会の到来、高齢化の進展、東アジアの経済発展、広域的課題の増加、国民の価値観の変化・多様化など時代の潮流を背景に、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」を目指しています。ここでは、その実現に向け取り組む地域を支援する制度について紹介します。

### 地域自立・活性化交付金

（平成19年度創設）

地域の自立と活性化を図るため、「広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律」（広域的域域活性化法）が平成19年5月に公布、同年8月に施行され、都道府県が作成する計画（広域活性化計画）に基づき、広域的な経済活動などを支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援などを

一体的に促進するために地方の自主性と裁量性の高い財政支援制度（地域自立・活性化交付金）が創設されました。

平成20年度当初において、35府県が作成・提出した63地域の広域活性化計画について交付金が交付され、世界遺産などの国際的な観光資源を活かした広域観光の活性化、高速道路など広域交通網へのアクセス強化による産業集積・物流円滑化などの目的で活用されています。このような取り組みにより、都道府県境や国境を越えた広域にわたる人や物の流れが促進され、自立的な広域ブロックの形成が図られることが期待されています。

### 国土形成事業調整費（平成20年度創設）

国土形成事業調整費は、国土形成計画（全国計画と広域地方計画）を推進し、広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、計画に基づき行われる事業などに対して年度途中で機動的に充当するための経費として、平成20年度に新たに創設されました。

これは、国土形成計画に掲げられている主要戦略や地方再生、地域の自立・活性化の実現に資する事業などを一体的かつ総合的に推進するために、既存の社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費、地域自立・活性化事業推進費を整理統合し、広域地方計画区域において実施さ

## 地域自立・活性化交付金による支援 平成20年度予算 250億円

自立的な広域ブロックの形成に向けたハード・ソフトが連携した取り組みを効率的・効果的に実施するとともに、知恵と意欲のある地域の創意工夫を最大限に活かすための支援を行う。

### 制度の概要

- ◆都道府県が広域的域域活性化基盤整備計画（広域活性化計画）を作成【計画期間3～5年程度】
- ◆計画に基づき、国土交通大臣が交付金を一括して交付【交付率 約45%】

### 制度の特徴

- ◆幅広い支援メニュー
  - ・国土交通省が所管する幅広い基盤整備事業（都道府県が実施するもの）が対象
- ◆地方の自主性・裁量性を重視
  - ・計画に記載された対象事業への国費の充当は自由
- ◆民間プロジェクトとの効果的な連携
  - ・提案事業を通じた、民間への支援・協働

### 交付対象事業

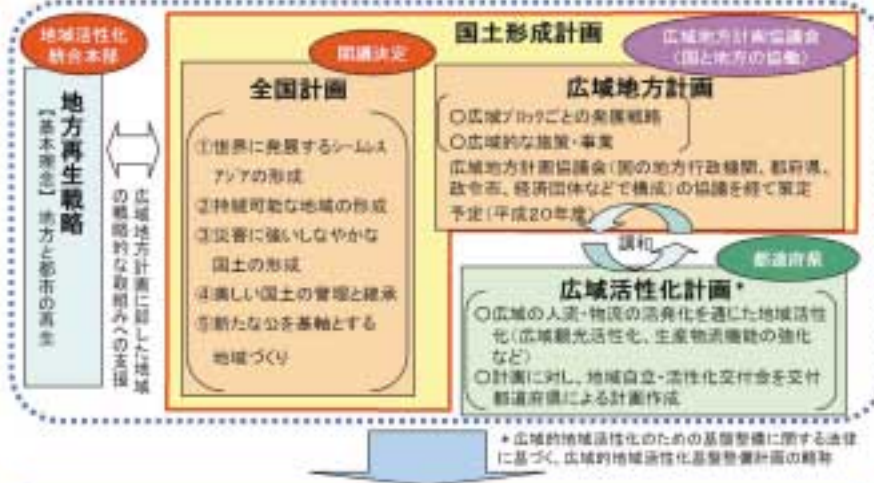
- 基幹事業**
- 広域的特定活動を促進するために必要な基盤整備事業【道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園、土地区画整理事業、市街地再開発事業】
- 提案事業**
- 基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業など（都道府県の自由な発意）【調査、社会実験 など】

### 地域自立・活性化交付金による取り組みの事例（紀伊半島）



## 国土形成事業調整費の創設 350億円（新規）

広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）などに基づく国と地方の協働による地域戦略などの実現に資する社会資本の機動的な整備を図る。



### 国土形成事業調整費

広域ブロックの発展戦略や地域の自立・活性化に資する事業を一体的・総合的に推進！

国と地方の協働による地域戦略などの実現に資する社会資本の機動的な整備

### 広域ブロックの自立的な発展、地域の自立・活性化

れる事業（国土形成計画（全国計画と広域地方計画）に基づいて実施されるもの）や、調査（国土形成計画の主要施策を公共事業の実施により具体化するためのものなど）に対して支援を行うものです。

広域ブロック自立施策等推進調査費（平成20年度創設）

広域ブロック自立施策等推進調査費は、広域地方計画に基づき官民の多様な主体が

協働して取り組む広域施策の構想具体化などのための調査などを支援するものです。これは、関係各府省、地方公共団体、民間経済団体などが連携して実施する調査などで、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展のための施策の総合的かつ円滑な推進に資することを目的としています。

本調査費は、各府県庁（部局・機関）、地方公共団体のうち複数の主体が連携して行う調査などに重点的に配分することとして

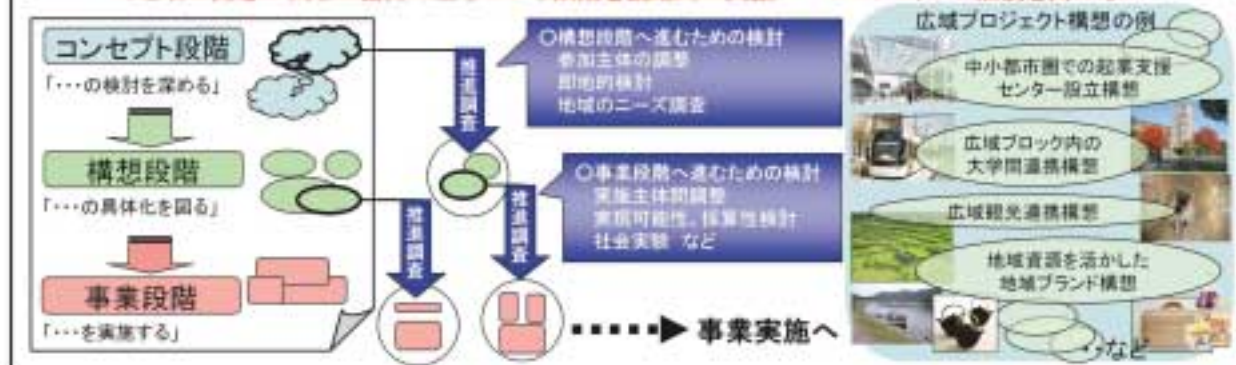
## 広域ブロック自立施策等推進調査費の創設 7億円（新規）

地域の発意により、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化などを、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策などの総合的かつ円滑な推進を図る。

### <「広域地方計画」の推進・・・国と地方の協働による広域ブロックの将来像の実現>



### <地域の発意/民との協働の立ち上がり段階を機動的に支援・・・プロジェクトの熟度を高める>



います。  
詳しくは、下記のホームページを参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/suisinchosa/index.html>

# 寄稿

## 国土形成計画と ライフスタイル



上智大学経済学部教授  
国土審議会計画部会委員、  
同ライフスタイル・生活専門委員会委員長

きとう ひろし  
鬼頭 宏

国民生活の点から見ると、全総では都市の肥大化と地域間の所得格差、新全総（昭和44年閣議決定）では高度成長のもとで、人間と自然の調和および安全・快適・文化的環境条件の整備保全が基本的課題として盛り込まれた。

続く三全総（昭和52年閣議決定）では安定成長への移行にともなって、「人間居住の総合的環境の整備」が基本目標とされた。昭和62年（閣議決定）の四全総では首都圏への人口、産業などの一極集中が問題とされ、「多極分散型国土の構築」が基本目標に据えられて、「定住と交流による地方圏の活性化」が課題となった。

2010～15年を目標年次とする「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年閣議決定）では地球環境問題などグローバルな課題に加えて、国内で進む高齢化と人口減少社会への対応が課題となった。一極一軸型から「多軸型国土構造の形成の基礎づくり」が目標とされ、「国土の安全と暮らしの安心の確保」「恵み豊かな自然の享受と継承」が基本的課題に盛り込まれている。

この計画では「多自然居住地域の創造」「地域連携軸の展開」が戦略に加えられて、「多様な主体の参加と地域連携による国土づくり」（参加と連携）が開発方式としてうたわれている。「地域の選択と責任に基づく地域づくり」の重視は、新たな国土形成計画にも継承されている点である。

### ライフスタイル

今次の国土形成計画の策定作業を進める上で、国土審議会の計画部会に5つの専門委員会が設置された。私はそのうちのひとつ、「ライフスタイル・生活専門委員会」をまかされることになった。独自のアンケート調査や推計を実施し、主に次の3点について検討を行い、計画部会に報告を行った。

#### 「自律・交流型の多選択社会」のライフスタイル

価値観の多様化、長寿により長期化したライフサイクル、ITの普及を前提にして、一人一人がいろいろな仕事、ボランティアなどにかかわる「多業」（マルチワーク）を実現する。このことよって国民それぞれの価値観によって自由に時間を利用し、お互いを支え合う活動に参加できるようにすることが目指された。

#### 「人口」の姿

現在、超低出生率の状態が続いている。仮に出生率が世代間の再生産可能な水準まで回復するとしても、21世紀末にならないうち人口減少が止まり、増えも減りもない静止人口が実現しないことは確実である。したがって人口減少を前提にして、地域社会を維持していけるような多様な人口のあり方が模索された。定住人口だけではなく、ITを利用した情報交流人口、観光などの交流人口、年間を通じて行き来する二地域居住人口など、多

様な形で人口の流動性を実現することが地域社会を維持するために必要であると考えた。

#### 人口減少下における持続可能な都市圏（生活圏）の形成

多選択なライフスタイルを可能とする生活の場として都市圏を整える。ただし財政制約がいつそう厳しくなることを前提として、複数市町村からなる広域的な生活圏域を作ることを見視野に入れて、生活の質の向上とその持続可能性を実現する。

### 全総との関わり

私が全国総合開発計画と関わりをもつようになったのは1972年のことであった。当時、大学院生であった私は、三全総に関わる経済企画庁委託調査として、地域人口の推計作業に加わる機会を得た。8世紀以後の人口を国・県別に推計し、その要因分析を行った研究は、1974年3月に『日本列島における人口分布の長期時系列的研究』（社会工学研究所）として発表された。

その後、小山修三氏（当時国立民族学博物館教授）によって発表された縄文時代と弥生時代の人口推計を取り込み、社工研推計を改訂して独自に再推計を試みた（『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫）。

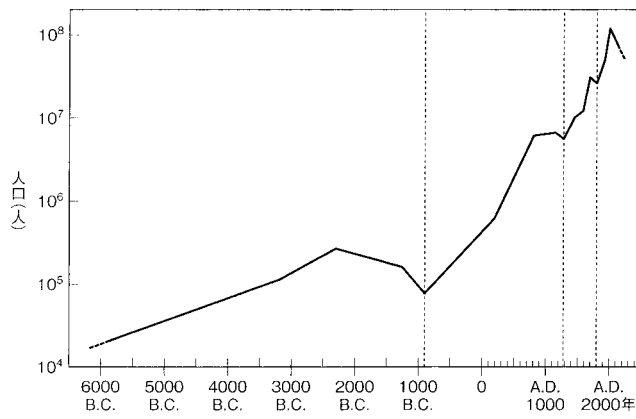
その結果、縄文時代から現在までの1

### 生活から見た国土総合開発

高度成長の時代から半世紀にわたって日本の国土計画を支えてきた国土総合開発法が改正されて、平成17（2005）年、国土形成計画法に生まれ変わった。

昭和37（1962）年の「全総」から平成10（1998）年の「21世紀の国土のグランドデザイン」まで、5次にわたって策定された全国総合開発計画は、そのときどきの課題の克服を目指しながら、高度成長期以後の日本の国土の骨格を形成してきた。国土開発と聞くと、大規模な国土改造が想像される。しかしその底流には、国民の暮らしをどう支えるかという視点が脈々と受け継がれてきたことも忘れてはならない。

万年間に、日本列島の人口は4度の持続的成長期と4度の減退期を繰り返し経験してきたことが明らかになった。第1の増加期は縄文早期から中期、第2は縄文晩期から奈良・平安期、第3は室町時代から江戸時代、第4は明治からつい最近の平成期である。



日本列島の人口波動 (出所: 鬼頭宏『図説 人口で見る日本史』PHP研究所)

人口波動は文明システム(生活様式)の交替と密接な関係があったと考えられる。第1の波は土器をもった縄文文明の拡大、第2の波は水稲農耕の普及、第3の波は市場経済化、そして第4の波はいまでもなく工業化であった。

人口成長期には新しい生産技術の導入にともなう経済成長が起き、人々の生活様式が大きく変化した。反対に人口減退期には開発のスピードは衰えた。一見

すると停滞的な社会で、生活文化が成熟し、新しい「伝統」があったが完成した時代であった。変化はわずかで確たるものではないように見えるが、さまざまなレベルで、さまざまな方向への模索があった時代である。そのなかから次の時代を準備する核が生まれ、やがて新しい文明への大きな潮流を作ることになった。

文明システムの交替は、人口規模だけではなく、地域人口の分布も大きく変化させた。人口増加期には、新しい技術と生活様式にふさわしい土地へと生活空間は進出し、国土利用の仕方も大きく変わった。人口減退期には人口変化の地域差が拡大し、分布も拡散する傾向があった。先進地帯の人口割合は低下し、いわば地方の時代になった。江戸時代後半には、既得権益の保護や既成が強固、労賃・原材料のコストが高い大都市や城下町を嫌って、繊維、醸造に代表される手工業生産の舞台は農村へと移った。その結果、多くの既成都市で人口が減少したのに対して、数千人数度の新興の在町(商業活動が行われた農村)が多数誕生した。

### 成熟期工業社会のライフスタイル

老朽化したり手狭になったりして、住みにくくなった住宅を専門家が改造するという人気のテレビ番組がある。国土形成計画もこれと同じようにみえる。どのように国土を利用するかは、どのようなライフスタイル

を支えるかによって異なってくる。

2005年、日本人口はついに減少に転じた。人口減少下で最初となる国土形成計画の役割は、人口減少への対応だけではなく、成長を続ける東アジア世界との連携、地球環境変動への対応など、これまで以上に複雑な課題の解決が迫られている。同時に、単なる対策にとどまっていなければならない。過去の人口減退期がそうであったように、新しい文明システムを創り出す萌芽となるものでなくてはならないのだ。ライフスタイルの観点から、いくつか提案したい。

第1に人口減少社会では人口の再分布が求められる。過去にも、その時代の文明システムに適合的な土地利用と開発が行なわれてきた。人口減少の時代には、次世代を準備するよう国土利用模索が行なわれなければならない。たとえば、脱炭素社会を実現するために、広く薄く存在する自然エネルギーを利用するには、人口が広く分散することの方が望ましいのかもしれない。

第2は健全な生態系のなかで人間も生存するために、日本列島内における人、資源、エネルギー、水などの望ましい循環を取り戻すことである。地産地消によって食料自給率を高めることは食料安全保障にとつて必要であると同時に、国内資源の有効利用を通じて適切な国土管理にもつなげるものと期待できる。

第3は時間の使い方と空間利用を結び

つけた新しいライフスタイルの創造である。長期化したライフサイクルを生かしてそのときどきに最適な居住地を選択したり、自由時間を「新たな公」としての活動に用いたりすることも必要だ。省資源と人間性を回復するためには、例えばサマータイムのように、季節ごとに異なる自然の時間の流れに沿ったライフスタイルを取り戻す必要がある。次世代育成にとつても適切なワークライフバランスの実現は欠くことができない。

ライフスタイルに関して、われわれは、「多様性」を強調した。それは生活水準が上昇したために多様な生き方が可能になったということでもあるが、明確な像がまだない新しい文明システムを創り出すためには、さまざまな試みが必要である、という意味もある。人口減少下の社会で萎縮することなく、果敢に、望ましいライフスタイルを模索しなければならない。このための国土形成計画が、全国画一的ではなく、地域・広域圏の自律的な計画立案を求めているのも、同じ理由によるのである。

### プロフィール

経済史・歴史人口学を専門とし、現在、上智大学経済学部教授、同大学院地球環境学研究所教授を兼任。同大学地球環境研究所所長、社会活動として、かながわくみ・子ども家庭応援プラン推進協議会副会長、三菱商事(株)環境・CSRアドバイザー、コミッティーメンバー。著書に「文明としての江戸システム(講談社)」「環境先進国 江戸」(PHP研究所)、「人口から読む日本の歴史」(講談社学術文庫)など。

# 寄稿

## 持続可能な国土管理



武蔵工業大学教授・横浜国立大学大学院  
特任教授  
国土審議会計画部会委員、同持続可能な  
国土管理専門委員会委員長

こばやし しげのり  
小林 重敬

### 国土形成計画と持続可能性

国土形成計画は、これまでの全総計画の開発（デバロフメント）を中心としていたものから、国土の広義の管理運営（マネジメント）にも視点をあいた計画となっているため、全国計画の案では持続可能性が強く意識されたものとなっている。そこで示されている新しい国土像の実現のために5つの戦略的目標が設定されているが、そのうち3つは持続可能性とかがわりの深い目標となっている。

その第1は「持続可能な地域の形成」であり、持続可能で暮らしやすい都市圏の形成や美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開が内容に含まれて

いる。第2は「美しい国土の管理と継承」であり、循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成や流域圏における国土利用と水循環系の管理、魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営が内容として含まれている。また第3には「新たな公」を基軸とする地域づくりであり、「新たな公」の考え方を基軸とする地域づくりのシステム、多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりが内容として含まれている。

中でも、「魅力あふれる国土の形成と『国土の国民的経営』」の考え方は、国土形成計画と同時に策定される新たな国土利用計画と相まって、地域づくりに影響を与えることが期待される。

### 国土利用計画と「持続可能な国土管理」

国土利用計画（全国計画）に関する国土審議会の計画部会報告では、人口減少などを背景として土地利用転換圧力が低下している状況を、防災や環境、景観といった国土利用の質を向上させるための機会ととらえ、国土をより良い状態で次世代へ継承する「持続可能な国土管理」という方向性を新たに打ち出した。これらの内容は、私が委員長を務めた「持続可能な国土管理専門委員会」にて専門的に議論を行い、計画部

国土利用計画(全国計画)に係る計画部会報告について



図1

て、地域の土地利用について、関係する多様な主体の合意形成を通じ、地域の実情に即した取組みを促進することである。また、所有者などによる適切な管理に加え、住民、企業などの多様な主体が、直接的に国土管理に参加したり、地元農産品の購入や募金を通じ間接的に参加したりすることで、国民一人一人が国土管理の一翼を担う「国土の国民的経営」を新たに位置付けている。

### 「国土の国民的経営」

会でも審議の上、とりまとめたものである。具体的には、図1の下半分にある3つの箱がそれを表現している。低未利用地を優先的に再利用すること、自然的な土地利用から他用途への転換を抑制すること、環境負荷の低減や災害に配慮した国土利用へ誘導していくこと、「国土利用の総合的マネジメント」として成長都市の時代は都市計画関連法と農地関連法の間に関係があり、そのことが問題ではあったが、しかし別の角度から見ればそれぞれの個別法が積極的に自らの領域を管理運営していた。しかし、成熟都市の時代は都市側では「市街地の縮減」が始まっており、一方農山村側では「耕作放棄地の増大」、「施設放棄地の増大」が一般化している。このため都市と農村の間には

国土の国民的経営の推進



図2

これまで以上にマネジメントの不安定な、また行政側の対応する手段をもたない地域が生成され、持続可能性という視点からも問題が大きい。

「大都市地域」における「市街地の縮減」と「耕作放棄地の増大」、「施業放棄地の増大」の間を地域づくりとしてマネジメントすることは、これまでの地方自治体では手に余る仕事である。このため縮減した市街地の将来の姿を大都市レベルで考え、その実現を図る仕組みが必要である。

それにはアジアのこれからの経済発展

も視野に入れた我が国の農業、林業の将来的な展開、あるいは地球環境問題から発する持続可能性を追求する動向との関係も考慮する必要がある。具体的には農地・森林の選択的管理（管理水準の維持・管理水準の抑制・従来姿への回復）と水と緑の積極的ネットワーク化、管理運営主体の多様化が考えられる。

農業、林業の事業者などの適切な管理運営に加えて、地域づくりを担う多様な主体の成長を活かし、都市住民などの森林づくりや緑地の保全活動、地域住民などによる農地、農業水利施設などの保全向上活動、身近な里山や都市内低未利用地、水辺の管理などの直接的な国土管理への参加や、地元農産品、地域材製品の購入、募金や寄付などの間接的に国土管理につながる取り組みを推進

国土利用の質的向上

国土利用の質的向上に

2. 入などを視野に入れた考  
え方が重要である（図）

閉じては、国土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる国土利用、循環と共生を重視した国土利用、美しくゆとりある国土利用といった観点を基本とすることが重要である。その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。

安全で安心できる国土利用の観点では、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な国土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への適応も踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ国土保全機能の向上などを図ることにより、地域レベルから国土構造レベルまでのそれぞれの段階で国土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

などを図ることにより、自然のシステムにかなった国土利用を進める必要がある。

美しくゆとりある国土利用の観点では、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がどのように認識する空間的な広がりや「ランドスケープ」とどう見え、それが良好な状態にあることを国土の美しさと呼ぶこととし、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、スカイラインの保全、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、安全で安心できる国土利用や循環と共生を重視した国土利用も含めて総合的に国土利用の質を高めていく必要がある。

そのため、現在、国土の質に関する指標を検討する研究会を設け検討を始めたところである。

プロフィール

東京大学工学部都市工学科卒業。同大学院工学研究科都市工学専攻修了。工学博士。横浜国立大学工学部助教授、教授、大学院工学研究科教授を経て、現職。国土交通省社会資本整備審議会臨時委員、国土審議会特別委員、文部科学省文化審議会専門委員など公職を歴任。

著書に「エリアマネジメント」（編著）（学芸出版社・2005年）、「欧米のまちづくり・都市計画制度」（編著）（ぎょうせい・04年）、「条例による総合的まちづくり」（編著）（学芸出版社・02年）など多数。

## 市町村からみた 国土形成計画への期待



群馬県草津町長  
国土審議会計画部会委員  
なかざわ たかし  
中澤 敬

国土形成計画（全国計画）の策定にあたって、国土審議会の計画部会に委員として参画し、幅広い視点から今後の日本の在り方を考察することができ、基礎的自治体の責任者として21世紀の地域の在り方について、考えを深めることができたと思う。この計画案を参照し、一自治体の進むべき姿を地域振興の立場から町の方針として述べてみた。

### 草津町（群馬県）

草津町は群馬県の北西部、標高1200メートルに位置し、全国でも最も高い所に

位置する自治体の一つである。「草津よいとこ」度はおいで、「の草津節」で知られ、全国でも温泉の泉質、湯量では好評を博している。観光産業（サービス産業従事者85%）を中心として定住人口7500人、交流人口年間300万人を超える町であり、第二次産業の構成が突出している町である。

今回の国土形成計画の中で、「観光」の重要性が全国計画の中に組み込まれ、特に専門的な観点からの調査が必要な分野として、定住人口のほか、観光旅行者などの「交流人口」、複数の生活拠点を同時に持つ「一地域居住人口」といった多様な人口の視点で論じられたことは、これまで基礎的自治体の行財政基盤は、常に定住人口が基礎となり、行政運営が計画される中で、観光を基盤として定住人口を超える交流人口を抱え、これまで観光を基盤として生活をしてきた地域にとっては、今後に明るい方向性が見えてきたと確信している。

国における観光立国宣言、観光立国推進基本法の制定にむけ、草津町は、平成19年3月に観光立町宣言をし、6月には観光立町推進基本条例を制定し、その基本計画を基に観光振興を戦略から戦術へと展開をしている。

### 草津町民憲章

草津町の町民憲章は「歩み入る者にやさしさを 去りゆく人にしあわせを」であり、昭和54年10月に制定以降、町民の心

の言葉として位置付け、ホスピタリティ産業に従事する者の基本的な精神として根付いている。この憲章をより具体的な行動に表すため、町民憲章理念実践五原則を策定した。この五原則は、「安全」「清潔」「親切」「販売」「節約」の言葉で表現され、今できていること、これから行わなければならないことを町民全体で話し合い（自立のためのマスタープラン・アクションプランの策定）、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを展開している。

町民が共通の言葉を持つことにより、共通の方向性を定めることが可能となり、より安定した持続可能な町づくりができる

ものと考えている。そのため行政として積極的にこの憲章を町民に広く普及させる方針で努力している。

### 観光と健康と環境の融合

草津町は、これからの温泉観光地の在り方として観光の定義を今までより広義に考え、「国の光を観る、ないしは観せる」という考えから観光と健康と環境の融合を基本方針として打ち出している。つまり従来型の観光を、観光の中の観光と捉え、「観光・観光」と呼び、町づくり計画の見直し、景観条例の策定など歩きたくなる観光地づくりを基本に国内外からの誘客に努めている。特にVJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）の方針にのっとり外客誘致に積極的に働きかけている。

次に観光を予防医学の一環として捉え、「健康日本21」の考え方を中心に「健康くさつ21」を作り、定住人口の健康と、交流人口の健康の両面から考え、地域住民と観光客との交流を通じた対話から、個々の生活習慣を見直し、その気付きを促している。そして温泉を科学しながら温泉と医療の結びつきを深く研究し、観光と健康を結びつけていきたいと考えている。将来、温泉観光地は個々の生活習慣をチェックすることができるところとして、何度でも通いなが





健康であることの重要性を高めることができなければならない。これが本来のリゾートであり、これを我々は「観光・健康」と呼んでいる。

さらに、美しい国土の管理と継承の見地から、環境保全と景観形成には今後、力を注いでいかなければならないと思っっている。草津町では、40年前より強酸性の河川中和事業が国土交通省品木ダム水質管理所により行われている。PH1.7という草津温泉の持つ強酸性の湯川をはじめ、白根山一帯の酸性河川の起因により下流域に大きな影響を与えていたからである。世界でも初めてというこの事業により、下流域では、新たな発電事業や農業用水の改善などに大きな恩恵をもたらしている。

特に地球温暖化対策には地域の資源の有効利用を考え、温泉熱発電を研究している。今までも、草津町は豊富な温泉を活用し、温泉熱交換による温水の給湯（全世帯の約7割）、道路融雪（総延長1万44メートル）や施設の暖房など高度利用を行っており、これを観光と環境の結びつきと考へ「観光・環境」と呼んでいる。

この3本柱を基本としてバランスよく推進することで、これからの温泉観光地の方向性を構築しようと思っっている。

### 広域観光の重要性

平成の大合併（平成18年3月）を契機に、自治体の結びつきが強化され、合併をした市町村も自立をした所も地域の現状をよく調査できたことは、広域連携の重要性をお互いに再認識することにつながったと確信している。観光を主軸とした独自性ある国土形成計画（広域地方計画）は大変有効であり、今後の地域の発展を可能ならしめるものである。草津町を取り巻く地域においても他県との連携を含み、軽井沢・草津・志賀を結びつける「浅間・白根・志賀さわやか街道」が国土交通省の日本風景街道関東甲信越の第1号として認定された。これは新しい試みで、走る道路から、見る道路、楽しむ道路へとこの考え方の変化であり、地域を結びつけ、点から線へ、線から面へと広がりを持たせ、それぞれの地域住民の魅力づけにより、より多くの交流人

口が集まる地域を目指している。そのほかにも地域間の交流・連携や、総合的な中山間地域での災害対策の推進として交通網の改善が急務である。地域一丸となつて上信自動車道の早期実現に向けて活動を続けている。

### 「温泉」を世界語に

これまで日本人が温泉に入浴することは、単なる生活習慣の一部と考えられてきたが、この習慣は他の国とは違った習慣でもあり、日本の魅力を伝える上で、新しい文化の創造・発信と考え、世界に歴史ある日本の温泉を紹介することは、日本人の生活・風習を知る上で、意味深いものであると考へている。

しかし、「温泉」を他の国の言葉に置き換えて伝えても、それはその国の習慣から想像されるものに変化してしまい、本来の日本人の生活習慣にある温泉とは別のものとなつてしまつた。日本には3100カ所以上の温泉があり、国土の特色といつても過言ではない。それぞれの地域が温泉を通して、美しく信頼され、質の高い「日本ブランドの国土」を再構築することで、「温泉」が世界で認められる世界語となり、日本の新しい文化として位置付けられるのではないのだろうか。東アジアとの直接交流の機会が進む中、地域の光を観せる絶好のチャンスと考へるべきである。

国土形成計画（全国計画）（案）の中から、一部の捉え方ではあるが、その方向性に沿つた一地域の将来構想を、現状を踏まえ方針を述べてみた。

この国土形成計画を効果的に推進していくためには、国民的レベルでの計画の普及が重要だと思つた。すなわち、いかに徹底して国民に知らしめ、理解を深めてもらうかである。その際には、今回の計画で提言されている「新たな公」を基軸とする地域づくりというこの新しい考え方を、言葉の理解を普及させることに全力を投じていたいただけることを期待したい。

むろん、一自治体として、この方向性に向けて努力する所存である。

### プロフィール

1949年群馬県吾妻郡草津町生まれ。立教大学社会学部観光学科卒業。スイスホテル協会経営ローザンヌホテルスクール卒業。ジュネーブ・ホテルロワイヤルジャズシスターズマネージャー、榊中沢ワイレック事務取締役、草津温泉旅館協同組合理事長などを経て、2002年から草津町長。現在2期目を務める。観光カリスマ。草津町の町民憲章「歩み入る者にやすらぎを、去りゆく人にしあわせ」を基本理念に、理念実践五原則「安全」（誰もが安心して暮らせる町）、「清潔」（誰もが訪れたい美しい町）、「親切」（人の気持ちを通う町）、「誘客」（町のセールスマンでありたい）、「節約」（企業人の視点から財政を捉え、教育・環境・福祉の改善につなげます）の実践につとめている。